

“ちょうどいい”中土佐町

NAKATOSA TOWN Master Plan

— 第3次中土佐町総合振興計画 —

令和4(2022)年度 ▶ 令和11(2029)年度

(後期基本計画(令和7~11年度))



中土佐町

(このページは、白紙です。)

ごあいさつ



ちよどえい中土佐町を目指して

本町は、令和4年に策定した令和11年度までの8年間にわたる行政指針「第3次中土佐町総合振興計画」において、「日常が自慢 ちよどえい中土佐町」をスローガンに掲げ、1・安全で快適な暮らしを築く、住み続けられるまち、2・経済と環境が両立した豊かさを築く、稼ぎ続けられるまち、3・幸せな暮らしを地域一体で築く、支え合えるまち、4・時代を繋ぎ次世代を築く、学び育ち続けられるまち、これら4つの政策を実現するため町民の皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいりました。

第3次計画の前期3カ年では、合併以来町政の最重要課題と位置付けてきた防災行政において、ハード整備事業の集大成ともいえる上ノ加江の山内地区多目的資機材倉庫やヘリポート整備計画、久礼小学校長寿命化改修工事、美術館高台の移転事業などが進捗し、さらなる町政発展への礎を築くことができました。

その一方で、近年の急激な若年人口の減少と住民の高齢化が地域コミュニティの弱体化や地域経済の縮みを生み出しており町の将来に影を落とし始めています。加えて、ウクライナ問題に端を発した食料、エネルギー、人件費をはじめとした諸物価高騰の煽りは否応無しに町民生活を圧迫しております。また、内憂外患とも言われる日本を取り巻く政治・経済の状況や、デジタル社会の到来、近年頻発化激甚化している自然災害や気候変動が産業界にもたらす様々な影響など、私たちは極めて厳しい局面に直面しています。

私はこうした現状を踏まえ、行政としてやるべきことを着実に実行していくことはもとより、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、名実ともに協働のまちづくりを推進していかなければ明るい町の未来は描けないと考えます。

今回見直しを行った第3次総合振興計画後期計画では、本町の置かれている立ち位置を明確にするとともに、今後の行動指針をしっかり示し、官民一体となった取り組みを力強く進めることで、住んで良かった「誇りの持てるまちづくり」の実現を目指してまいりますので今後とも更なるご指導をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画策定のためご尽力賜りました全ての皆様に心からの感謝を申し上げます。

令和7年3月

中土佐町長 池田 洋光

目次

【第1部 序論】

第1章 第3次計画の主題 ～戦略型行政経営の推進～	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成・期間	3
3 戦略型行政経営の推進	4
4 戦略型行政経営を支える仕組み	6
第2章 中土佐町の概況と踏まえるべき変化	8
1 町の概況	8
2 町民の意識	10
3 時代潮流の変化	16
4 持続可能なまちづくり(SDGs)の推進	18

【第2部 基本構想】

第1章 目指すまちの姿	24
1 全体ビジョン(キャッチフレーズ)	24
2 人口ビジョン	28
3 目指すまちの姿の実現に向けた基本姿勢	30
第2章 政策	34
1 安全で快適な暮らしを築く、住み続けられるまち	34
2 価値の創造と発展の仕組みを築く、稼ぎ続けられるまち	34
3 幸せな暮らしを地域一体で築く、支え合えるまち	35
4 時代を繋ぎ次世代を築く、学び育ち続けられるまち	35
第3章 政策体系	36

【第3部 基本計画】

第1章 施策体系	39
第2章 基本施策の内容	43
政策1 安全で快適な暮らしを築く、住み続けられるまち ～社会基盤・環境～	44
1-1 普段から「いざという時」を想定した生活の確保	46
1-2 地域の実情に合わせた住環境・交通網の整備	48
1-3 生活環境の維持・管理	50
政策2 価値の創造と発展の仕組みを築く、稼ぎ続けられるまち ～産業・交流～	52
2-1 価値を生み出す仕組みづくり	54
2-2 価値を売り出す仕組みづくり	56
2-3 価値を受け継ぐ仕組みづくり	58
政策3 幸せな暮らしを地域一体で築く、支え合えるまち ～健康・福祉～	60
3-1 健康に暮らし続けるための生活スタイルづくり	62
3-2 つながり合う地域づくり(地域共生社会の実現)	64
政策4 時代を繋ぎ次世代を築く、学び育ち続けられるまち ～教育・文化～	66
4-1 自分の可能性を発揮できる仕組みづくり	68
4-2 もしもの時に頼れるための日頃の関係作り	70

【第4部 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略】

第1章 施策体系	75
第2章 基本目標と施策	79
基本目標Ⅰ 地場産業の振興による安定した雇用の創出	80
基本目標Ⅱ 新たなひとの流れをつくる	85
基本目標Ⅲ 子どもをもち、育てたい希望をかなえる	88
基本目標Ⅳ 心豊かに暮らせるまちづくり	91

【第5部 資料編】

第1章 策定過程	98
第2章 総合振興計画審議会委員名簿	99
第3章 総合振興計画後期基本計画策定部会員名簿	100

(このページは、白紙です。)

第1部 序論

第1章 第3次計画の主題

～戦略型行政経営の推進～

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の構成・期間
- 3 戦略型行政経営の推進
- 4 戦略型行政経営を支える仕組み

第2章 中土佐町の概況と踏まえるべき変化

- 1 町の概況
- 2 町民の意識
- 3 時代潮流の変化
- 4 持続可能なまちづくり(SDGs)の推進

第1章 第3次計画の主題 ～戦略型行政経営の推進～

I 計画策定の趣旨

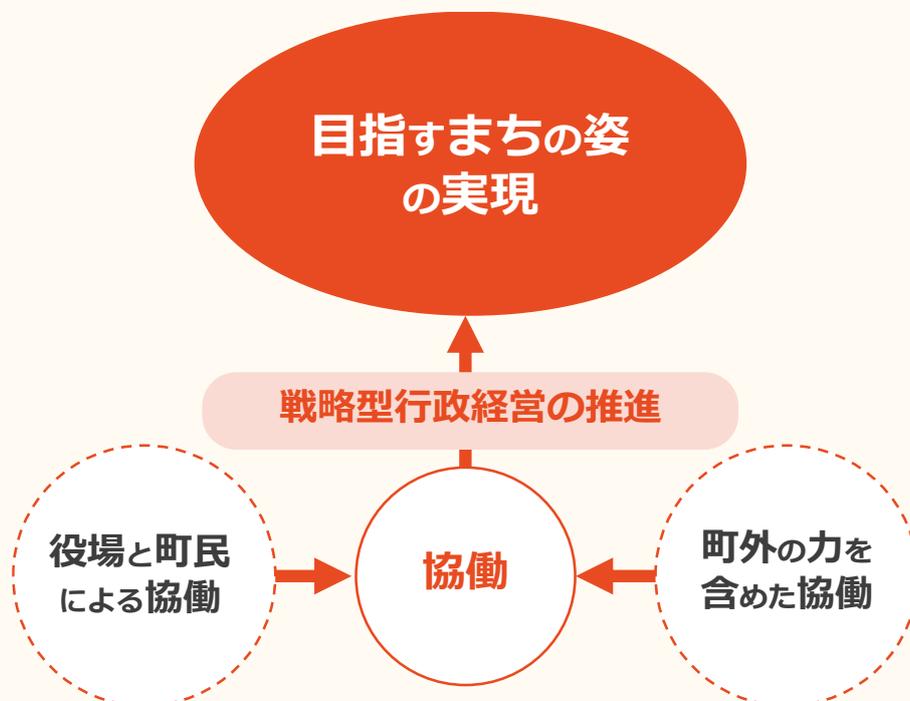
中土佐町では、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間とする第2次中土佐町総合振興計画を策定し、目指すまちの姿の実現に向けた取組を進めてきました。

社会経済情勢の変化により、町を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。特に、人口減少・少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少や地域活動の担い手不足など、様々な面での影響が懸念されています。

また、令和2年初頭における新型コロナウイルスの感染拡大や21世紀前半に非常に高い確率でその発生が懸念されている南海トラフ地震、その他の豪雨等による不測の大規模災害なども想定されます。

こうした、これから起こり得る様々な変化に対して、町が一体となって、対応していかなければなりません。

第3次総合振興計画（以下、本計画）では、“**戦略型行政経営の推進**”を主題に掲げ、役場と町民、更には町外の力を含めた“**協働のまちづくり**”を進めることで、計画期間が満了する令和11年度の“**目指すまちの姿の実現**”を目指します。



「総合振興計画」とは？

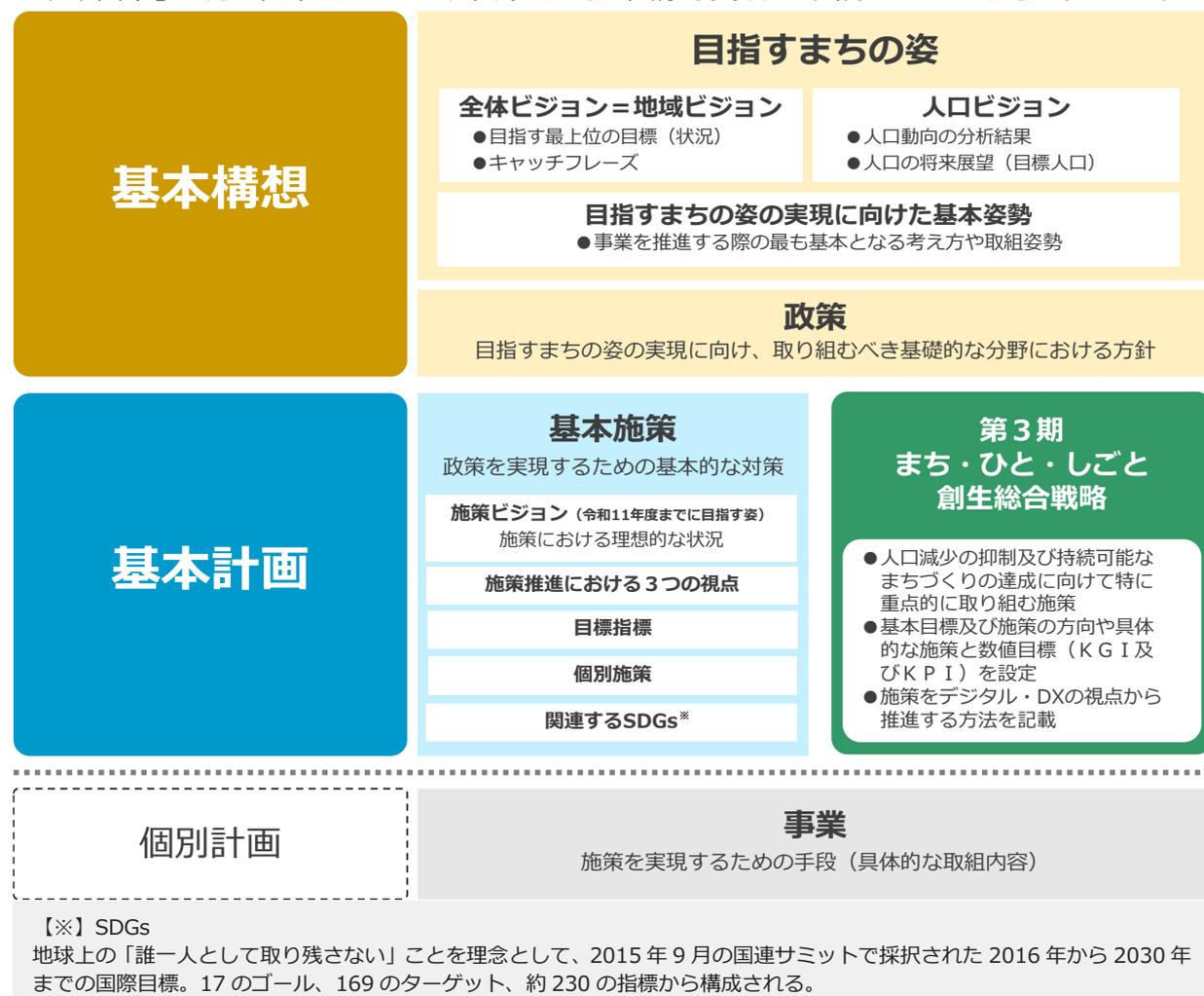
行政運営全般の基本的な方針や目指すまちの姿を示すものであり、中・長期的なまちづくりの指針となるもの。

2 計画の構成・期間

(1) 計画の構成

本計画では、基本構想・基本計画の2層構造を基本とし、事業に関する具体的な取組内容については、それぞれの行政分野で策定している計画（以下、個別計画）に定めます。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略）」を、基本計画とともに、本計画の基本構想実現の手段の一つに位置付けます。



(2) 計画の期間

本計画の期間は8年間とします。基本計画と総合戦略の内容は、令和7年度に見直します。

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12～
第3次総合振興計画（8年間）								第4次振興計画
基本構想（8年間）								
前期計画（3年間）				後期計画（5年間）				第4期総合戦略
重点施策（第2期総合戦略）				第3期総合戦略				

3 戦略型行政経営の推進

(1) 戦略型行政経営とは～3つの戦略～

“戦略型行政経営”とは、事業戦略、組織戦略、人事戦略の3つの戦略を連動させ、一体として進める行政経営の在り方です。

① 事業戦略

事業戦略は、**目指すまちの姿**を示すとともに、その実現に向けた目標や取組等を定めたものです。

本町では、**総合振興計画**のことを指します。

② 組織戦略

組織戦略は、**自治体組織のあるべき姿**を示すとともに、事業戦略を効率よく実施するための行政機構や各課の役割分担、財源確保の方針、政策決定のプロセスや働き方改革・業務改革等組織として変化する方向性を定めたものです。

時代や状況の変化によって、柔軟に対応するとともに、町民から信頼され、働きやすい組織づくりが望まれます。

③ 人事戦略

人事戦略は、**職員としてのあるべき姿**を示すとともに、事業戦略や組織戦略が有効に機能するために、職員という人材の育成・活用の方向性を定めたものです。

本町では、**人材育成基本方針**のことを指します。

職員一人ひとりの特性や適性を理解しつつ、職責に応じた能力開発、適正配置と共に、新たな人材確保が重要になります。また、事業戦略と組織戦略を見据えた、個人の資質を引き出し、生かす方向性を定めることも重要となります。

(2) 事業戦略と組織戦略・人事戦略の連動

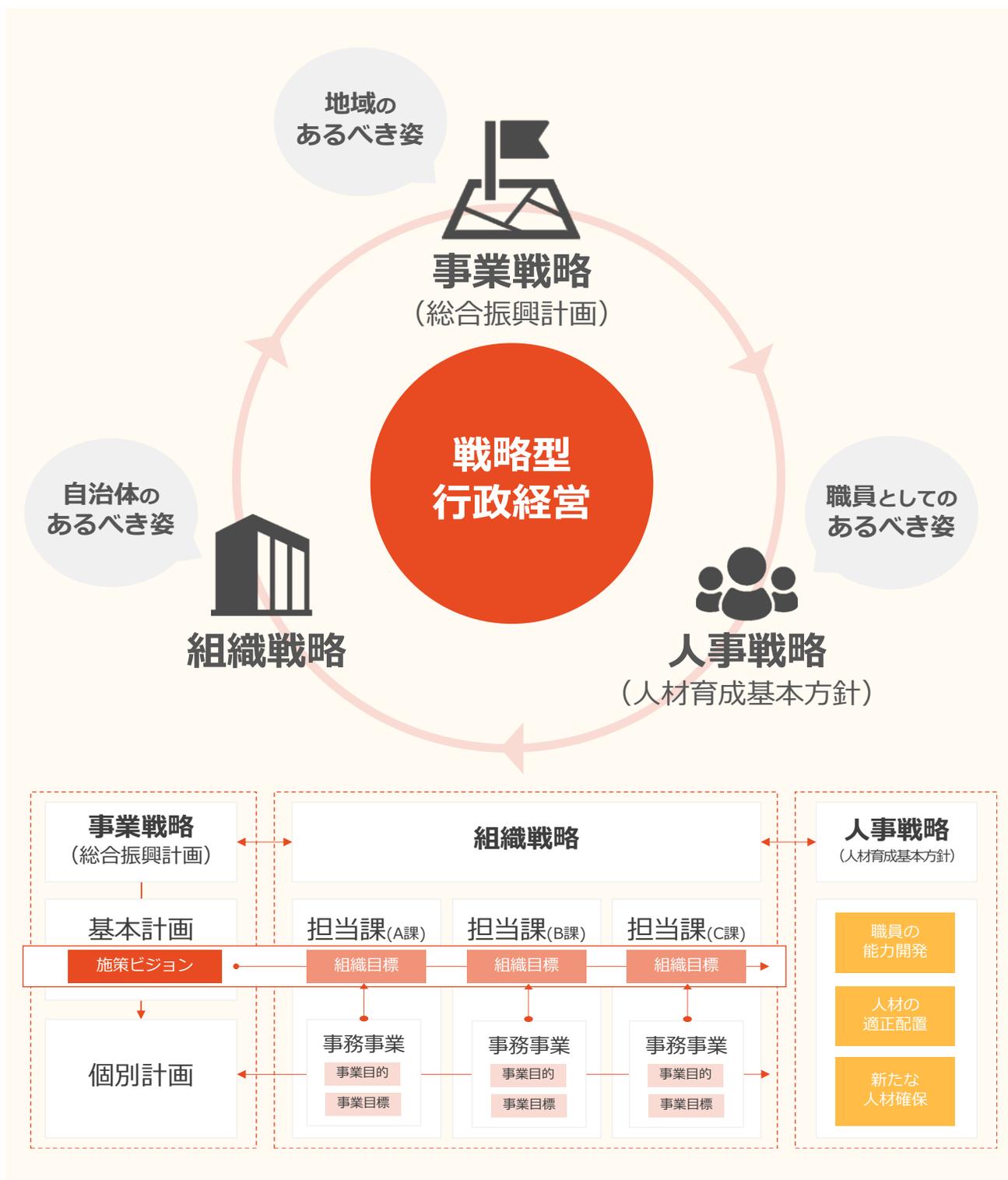
総合振興計画は、事業戦略として、基本構想・基本計画を体系化したものです。

基本計画の施策ビジョンに合わせて、各課の役割を決定します。各課は、担当する施策ビジョンをもとに、組織目標を策定し、その達成に向けて事務事業を遂行します。

そして、事務事業ごとに事業目的・事業目標を設定し、組織目標の達成を目指します。事務事業は、それぞれ単独で存在するものではなく、他の事務事業と様々な関連をもっているため、必要に応じて担当課内や他の課と相互に調整をしながら、組織目標の達成を目指します。

組織目標は、施策ビジョンとして、事業戦略（総合振興計画）の体系に位置付けられます。また、各課の事務事業は、事業戦略を踏まえ、個別計画において具体的な取組として定めます。なお、事業提案、事業廃止は「事業戦略」として行いますが、こういった仕組みで行うのかについては、役場全体の「組織戦略」によって定めます。

本町では、「事業戦略」と「組織戦略」の2つの戦略及び両戦略を有効に機能させる人材の確保・育成などに関する方向性を定めた「人事戦略」の3つの戦略を連動させ、一体として進める“戦略型行政経営”を推進します。



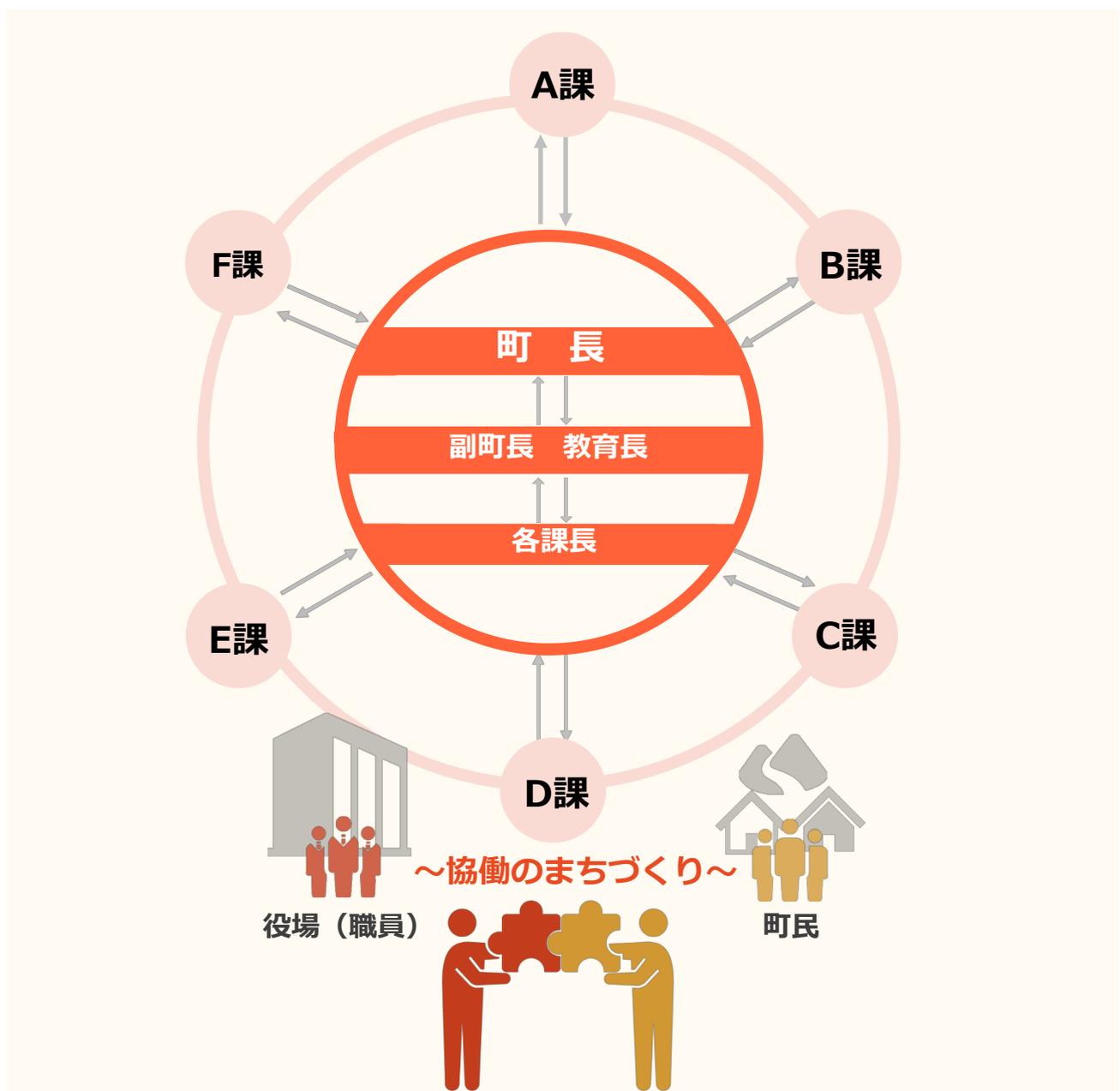
4 戦略型行政経営を支える仕組み

(1) 推進体制

目指すまちの姿の実現のためには、全職員が常に総合振興計画を意識して、事業を推進していくことが不可欠です。

また、効率的かつ効果的な事業の推進に当たっては、総合振興計画の施策ごとに掲げる目指す姿(施策ビジョン)と目標指標の進捗状況を常に確認できる、推進体制と進行管理の仕組みが重要です。

そこで、町においては、町長をトップとし、職員を総括する副町長及び教育長並びに各課長を中心に配した推進体制の下、次の進行管理の考え方にに基づき、あらゆる環境変化に柔軟かつ迅速に対応した事業を展開していきます。



(2) 行財政運営

本町は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税をはじめとした依存財源に頼った財政構造となっており、人口減少や高齢化の進行に加え、多様化する行政ニーズに伴い、行財政は今後も厳しい環境に置かれることが予想されます。また、防災対策を中心とした近年の大型事業の実施に伴う公債費負担の増加によって一般財源が不足する状況が続いていることから、これまで以上に慎重な財政運営が求められています。

総合振興計画の推進に際しては、行政改革大綱などの指針や中期財政収支見通しの内容を踏まえ、事務事業の見直しや行政事務の効率化、自主財源確保の取り組み等を進めるとともに、各種調査結果や事業評価結果等に基づく EBPM (証拠に基づく政策立案) のさらなる導入も検討し、より効率的で効果の高い施策の立案・推進を図ります。

(3) 進行管理

①政策体系に沿った進行管理

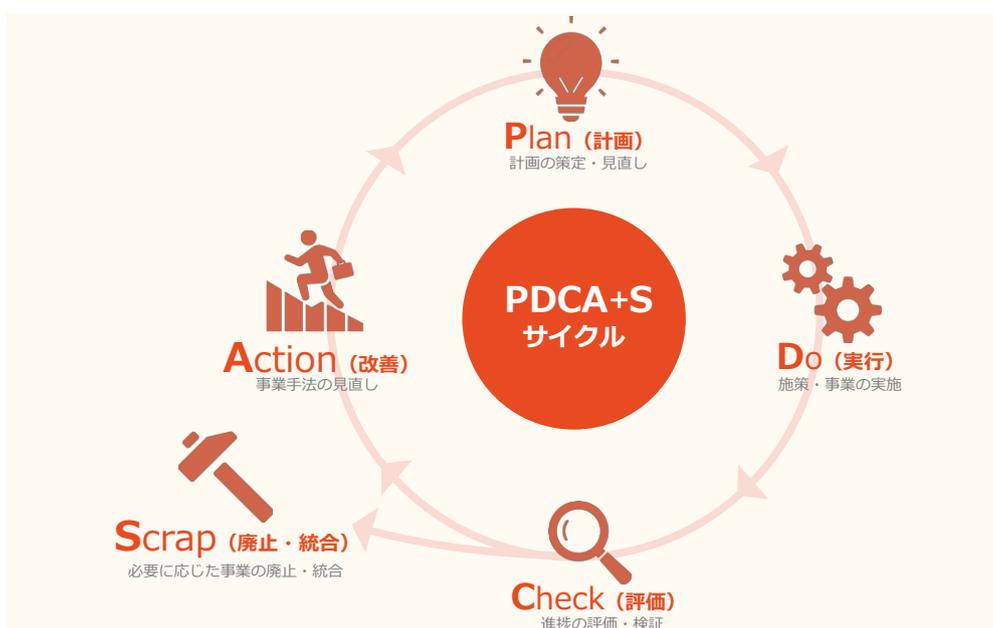
行政活動は、政策・施策・事業という3層構造になっており、これらが相互に「目的と手段」の関係を持ち、政策体系を形成しています。政策体系に沿った進行管理をすることで、各課が所管する事業が、どの施策の目的達成に向けて実施しているのか明確になります。

政策や施策に基づく事業の具体的な目標を設定するとともに、客観的な基準を用いることにより、誰の目にも分かりやすい基準を設定し、行政としての説明責任を果たします。

②PDCA サイクルに基づく進行管理

本町では、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。本計画(Plan)の内容に基づいて、事業を実行(Do)し、評価・検証(Check)を継続的に実施する必要があります。

また、必要に応じて、計画の改善や見直し(Action)を行い、その結果に応じて、改めて計画を立案(Plan)していくことが重要です。さらに、評価・検証(Check)の結果や役場内外の変化を踏まえた事業の統廃合(Scrap)を可能とする仕組みづくりを進めることも必要です。



第2章 中土佐町の概況と踏まえるべき変化

I 町の概況

(1) 位置・地形

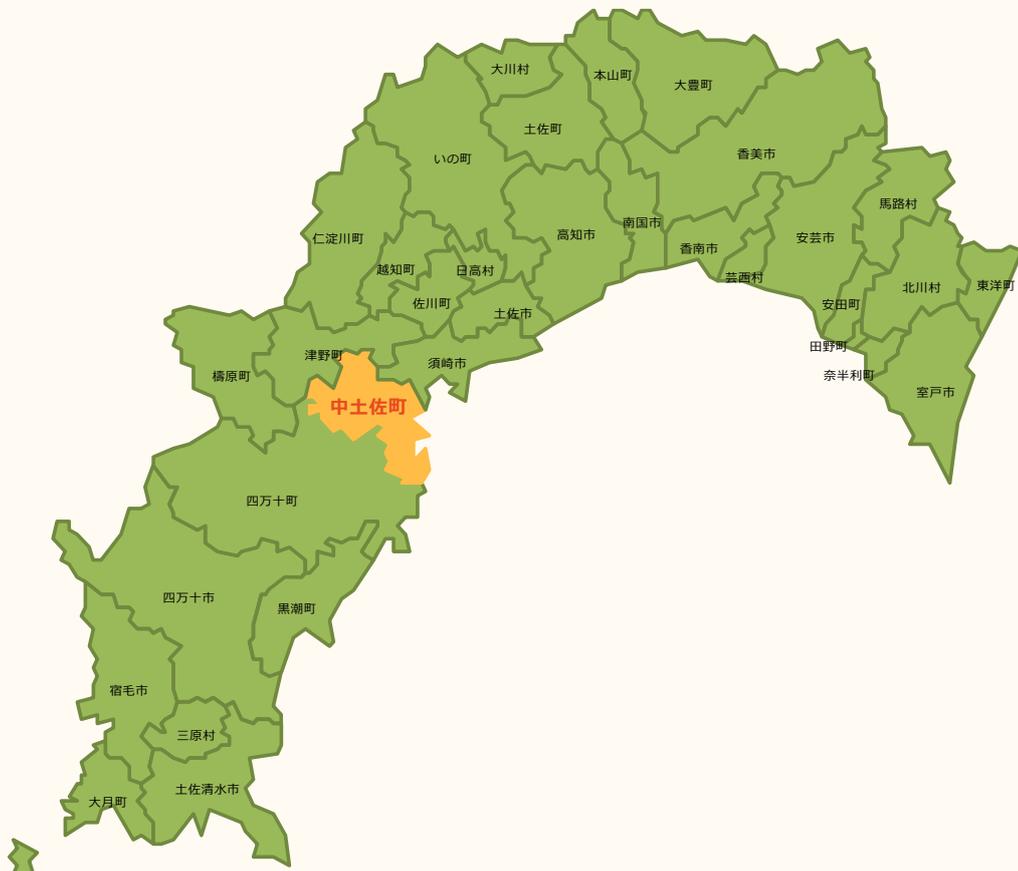
本町は、太平洋岸に面した高知県中西部に位置し、東は須崎市、北は津野町、西南方向は四万十町と接しています。県庁所在地の高知市からは国道56号を西へ47kmの距離にあり、東西20.0km、南北20.7km、面積193.21km²です。

地形としては、海岸部の中土佐地区（久礼地区・上ノ加江地区・矢井賀地区）と山々に囲まれた海拔300m以上の台地部の大野見地区とに大きく二分されます。

中土佐地区は、北西及び西南に山嶺が連立し、尾根の先端は土佐湾に突出して岬となり、壁状の海岸線を形成しています。また、これらの山嶺に源を発する数本の中小河川が土佐湾に流れ込んでおり、河口域は漁港、河川流域には平野が散在して、農耕地を形成しています。

一方、大野見地区は四万十川上流域に開けた地区であり、地区内を蛇行する四万十川が地区をほぼ東西に二分し、その両岸に耕地が開け、集落が点在しています。

日本最後の清流四万十川、緑豊かな山野、青い海、土佐湾に展開するリアス式の海岸線などの変化に富む風致を備える自然環境に恵まれた町です。



(2) 沿革・地区

平成18年1月1日に、旧中土佐町(久礼地区・上ノ加江地区・矢井賀地区)と旧大野見村(大野見地区)が合併し、現在の中土佐町が発足しました。

現在の地区・集落分布は、大きく次の4つに分かれています。

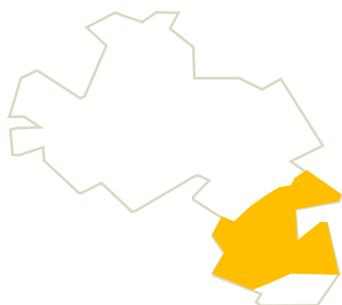
① 久礼地区



本町の基幹集落で、鰹一本釣り漁業が盛んです。JR土讃線の土佐久礼駅から久礼港にかけて公共施設・金融機関・病院などが中心街を形成し、周辺に民家が集中しています。

また、道の駅なかとさ、双名島、温泉宿泊施設「黒潮本陣」、久礼八幡宮、大正町市場、町立美術館、県内最古の酒蔵と酒造ギャラリーなど観光資源が多数あり、町内における商業・観光の中心地でもあります。

② 上ノ加江地区

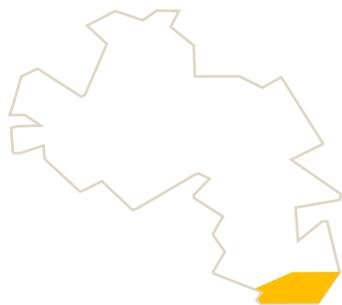


古くから県下でも有数の漁業の町として栄え、明治31年に県下初の大敷網が敷かれ「鰹大敷発祥の地」として碑が残されています。

高知県漁協上ノ加江支所が展開する体験型観光「漁師体験」、小草ふれあい公園・パークゴルフ場は、町外からの利用者を集めて賑わっています。また、近年は海岸部の温暖な気候を生かした施設園芸が盛んです。

令和2年度に改築された公民館は、地域コミュニティ及び生涯学習の拠点となっています。

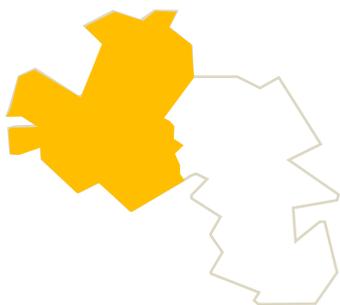
③ 矢井賀地区



町内で最も小規模で高齢化が進んだ地区ですが、豊かな自然環境を活かした体験型観光施設が充実し、バイクライダー宿泊施設や釣りイカダは町外からの利用者を集めています。

また、地域活動組織「矢井賀をよくする会」が積極的に活動し、町内外の来訪者と地元住民が互いに共存できる環境づくりに取り組んでいます。

④ 大野見地区



四万十川上流に開けた第一次産業が中心の集落であり、農林業の基盤整備に重点を置いてきました。ほ場整備率は75%以上に達し、良質な米やヒノキの産地として知られ、七面鳥も特産品として定着してきています。

地区内に製造業の工場や社会福祉施設を有し、観光資源では、四万十川を活かした宿泊施設「四万十源流の里」や「天満宮前キャンプ場」などがあります。

また、「大野見北地区振興会」「みなみの明日を考える会」が運営する2つの集落活動センターは、地域住民と行政の協働により、地域の支え合いや活性化に積極的に取り組んでいます。

2 町民の意識

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、町民の日常生活における実情や課題及び意見等を把握し、ビジョンや目標を検討する上での基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査対象	町内の全世帯
調査方法	郵送配布～郵送回収、インターネットによる回答
調査時期	令和6年6月から7月
回収結果	配布数 3,030件 有効回収数 986件（回収率32.5%）

(2) 調査結果（一部抜粋）

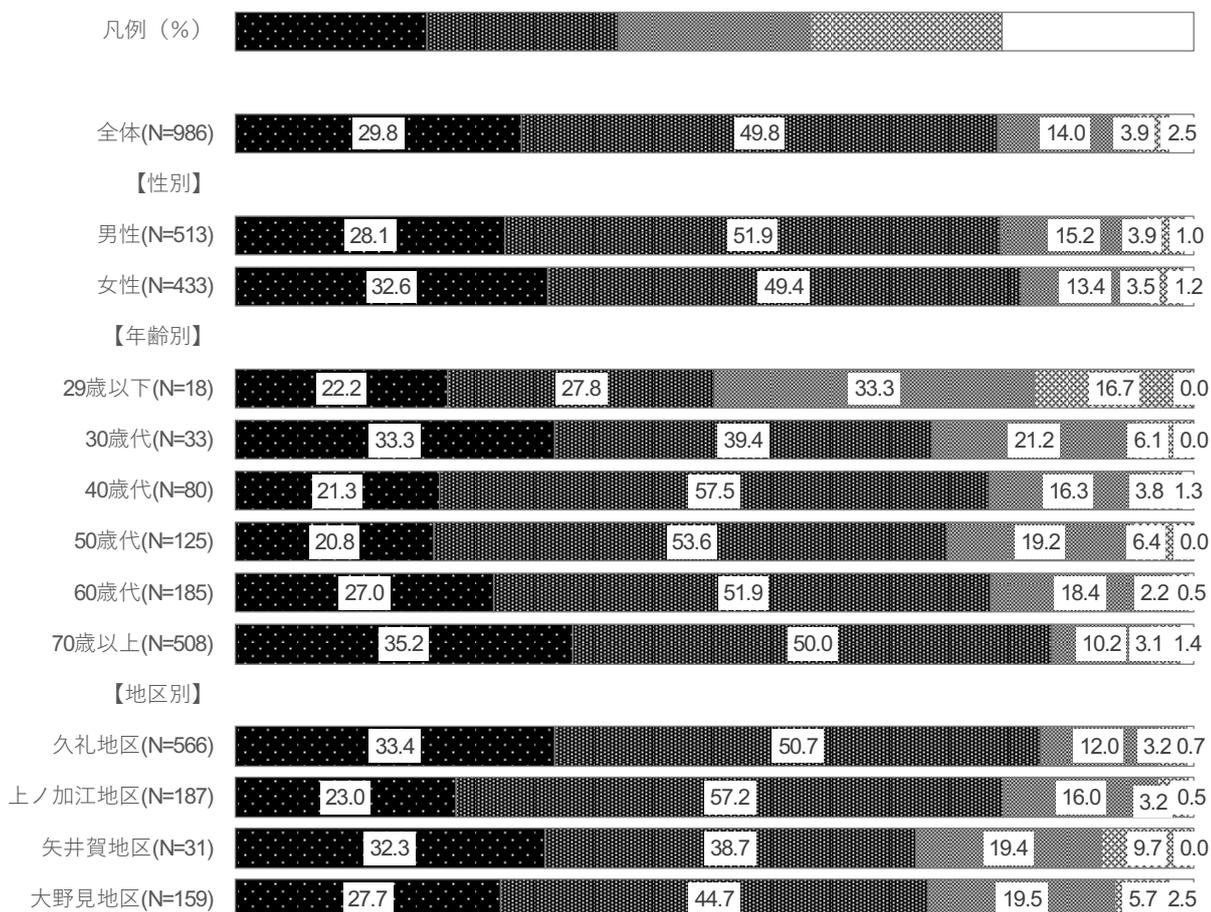
① 住みやすさ

町民の約8割の方が『住みやすい』と感じています。

性別では大きな差はみられませんが、年齢別では29歳以下で「どちらかといえば住みにくい」、「住みにくい」の割合が他の年齢層に比べ、特に高くなっています。

地区別では、上ノ加江地区で「住みやすい」の割合が他の地区に比べて高くなっています。

■ 住みやすい ■ どちらかといえば住みやすい ■ どちらかといえば住みにくい ■ 住みにくい □ 無回答

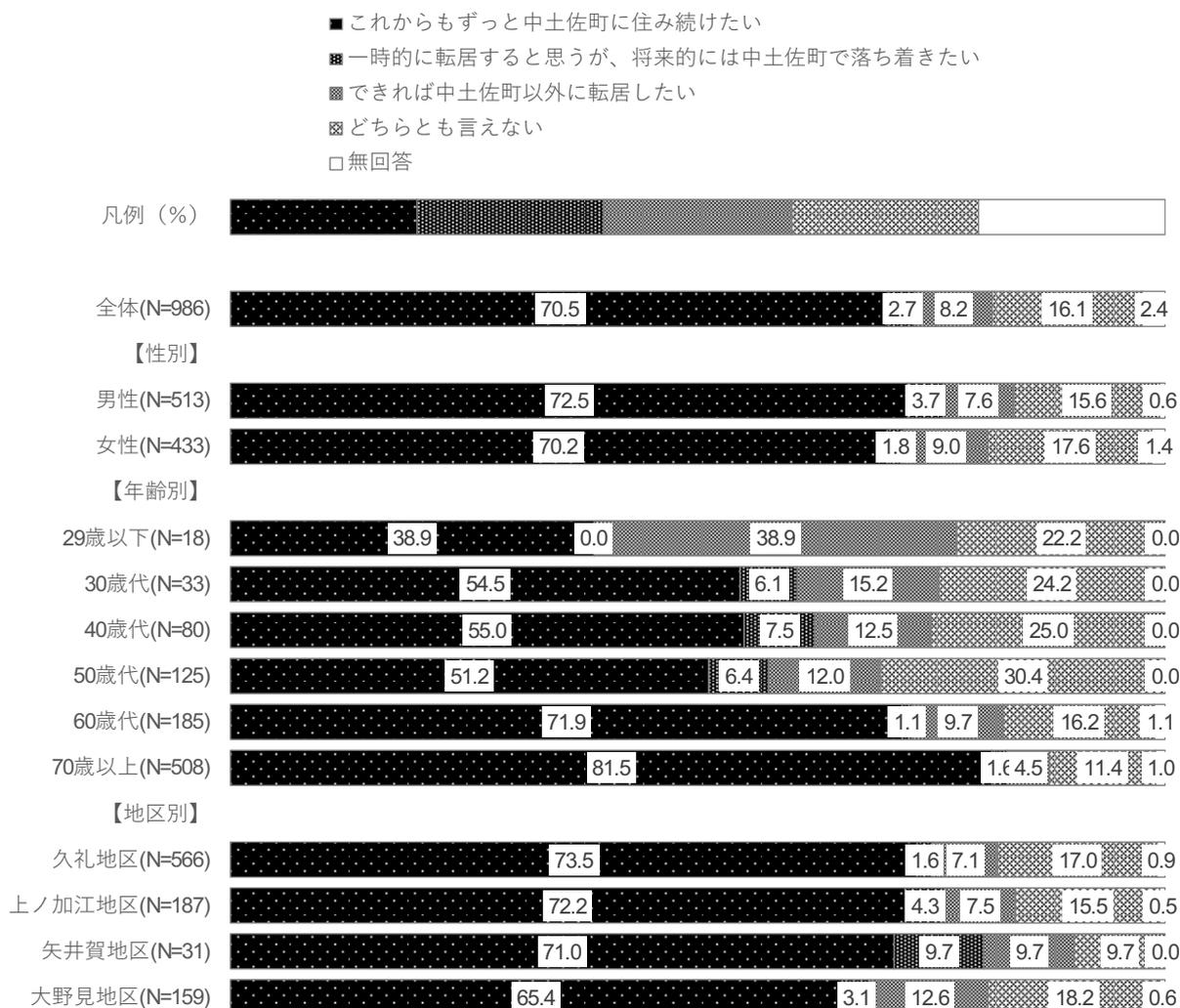


② 居住意向

これからも中土佐町に住み続けたいかについては、約7割が「これからもずっと中土佐町に住み続けたい」と回答しています。その一方で、29歳以下では「できれば中土佐町外に転居したい」が約4割となっており、他の年齢層に比べて特に高くなっています。

年齢別に転居する(したい)理由についてみると、29歳以下では「インフラ(道路や交通機関など)が不便だから」と「中土佐町に働く場所がないから」がともに28.6%、30代では「中土佐町に働く場所がないから」が42.9%、40代では「医療や福祉が充実していないから」と「進学や仕事の事情(転勤等)から」がともに31.3%、50代では「中土佐町に働く場所がないから」が26.1%、60歳以上では「インフラ(道路や交通機関など)が不便だから」がそれぞれ約3割となり、他の選択肢よりも高くなっています。

【居住意向】



【年齢別の転居する（したい）理由】

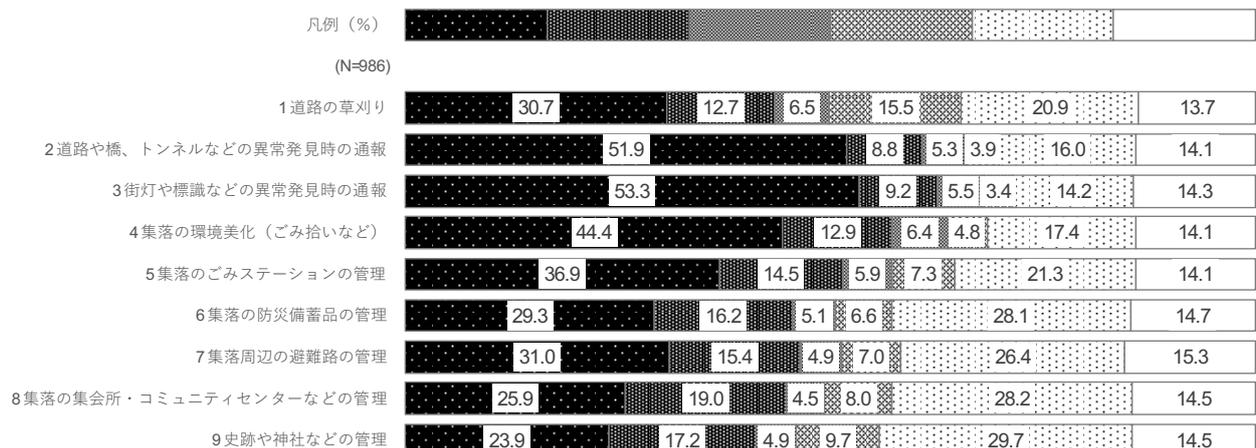
単位 (%)	ないから 中土佐町に働く場 が	進学や仕事 の事情 から	行政サービスが 充実 しているから	医療や福祉が 充実 しているから	インフラ（道路や 交通機関など）が 不便 だから	生活費が高いから	みんな楽しんで 遊んだりする 施設がないから	わたしの生活が 地域の社会（近 隣の人の生活） に合わないから	親の住まいや結 婚な らぬ事情から	その他	無 回 答
回答者全体 (N=108)	12.0	7.4	1.9	9.3	23.1	2.8	4.6	6.5	2.8	12.0	17.6
29歳以下 (N=7)	28.6	-	-	-	28.6	14.3	-	-	-	28.6	-
30歳代 (N=7)	42.9	14.3	-	-	14.3	-	-	-	-	14.3	14.3
40歳代 (N=16)	-	31.3	-	31.3	18.8	-	6.3	-	-	-	12.5
50歳代 (N=23)	26.1	4.3	-	4.3	13.0	-	4.3	8.7	-	17.4	21.7
60歳代 (N=20)	5.0	5.0	-	5.0	30.0	5.0	-	5.0	5.0	15.0	25.0
70歳以上 (N=31)	3.2	-	6.5	6.5	32.3	3.2	6.5	9.7	6.5	9.7	16.1

③ 生活インフラ（生活に身近な設備・施設）の維持管理への住民参画

生活インフラの維持管理に住民が関わることについては、『関わったほうがよい』（「住民が関わったほうが良いと思うし、自分も関わりたい（関わっている）」と「住民が関わったほうが良いと思うが、自分は関わりたくない」の合計）は「街灯や標識などの異常発見時の通報」（62.6%）、「道路や橋、トンネルなどの異常発見時の通報」（60.8%）、「集落の環境美化（ごみ拾いなど）」（57.3%）の順に高く、いずれも半数を超えています。

また『関わらなくてもよいと思う』（「住民は関わらなくても良いと思うが、自分は関わりたい（関わっている）」と「住民は関わらなくても良いと思うし、自分も関わりたくない」の合計）は、「道路の草刈り」（22.0%）、「史跡や神社などの管理」（14.6%）、「集落のごみステーションの管理」（13.2%）の順に高くなっています。

- 住民が関わったほうがよいと思うし、自分も関わりたい（関わっている）
- ▣ 住民が関わったほうがよいと思うが、自分は関わりたくない
- ▤ 住民は関わらなくてもよいと思うが、自分は関わりたい（関わっている）
- ▥ 住民は関わらなくてもよいと思うし、自分も関わりたくない
- わからない
- 無回答

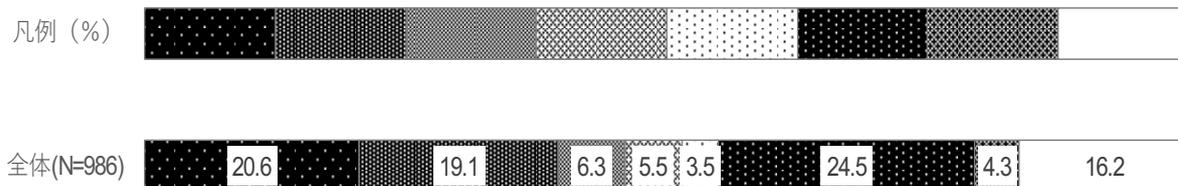


④ 役場が公共サービス※を続けることが難しくなった場合の対処

今後中土佐町で公共サービスを続けることが難しくなった場合の対処方法については、「役場が提供できるレベルまで、サービスの質と量を下げる」の割合が 20.6%と最も高く、次いで「住民が、役場が行ってきたサービスの一部を担うことで、サービスの質と量を維持する」(19.1%)、「税金や利用料金を上げるなどして、役場が提供するサービスの質と量を維持する」(6.3%)、「サービスの質と量の低下は許容できないので、別の自治体に転居を検討する」(5.5%)の順となっています。

※公共サービス：現在役場が行っている、道路や施設等の管理や、高齢者や子育て世帯の支援、健康診断などのサービス

- 役場が提供できるレベルまで、サービスの質と量を下げる
- ▣ 住民が、役場が行ってきたサービスの一部を担うことで、サービスの質と量を維持する
- ▤ 税金や利用料金を上げるなどして、役場が提供するサービスの質と量を維持する
- ▥ サービスの質と量の低下は許容できないので、別の自治体に転居を検討する
- 自費で民間が実施するサービスなどを利用する
- わからない
- ▣ その他
- 無回答



⑤ 中土佐町の Well-Being（地域幸福度）

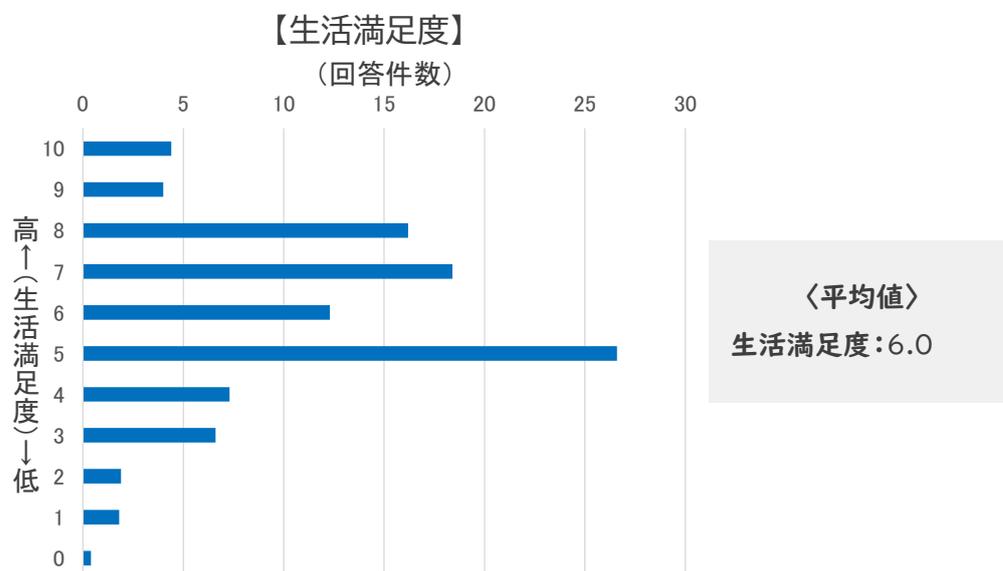
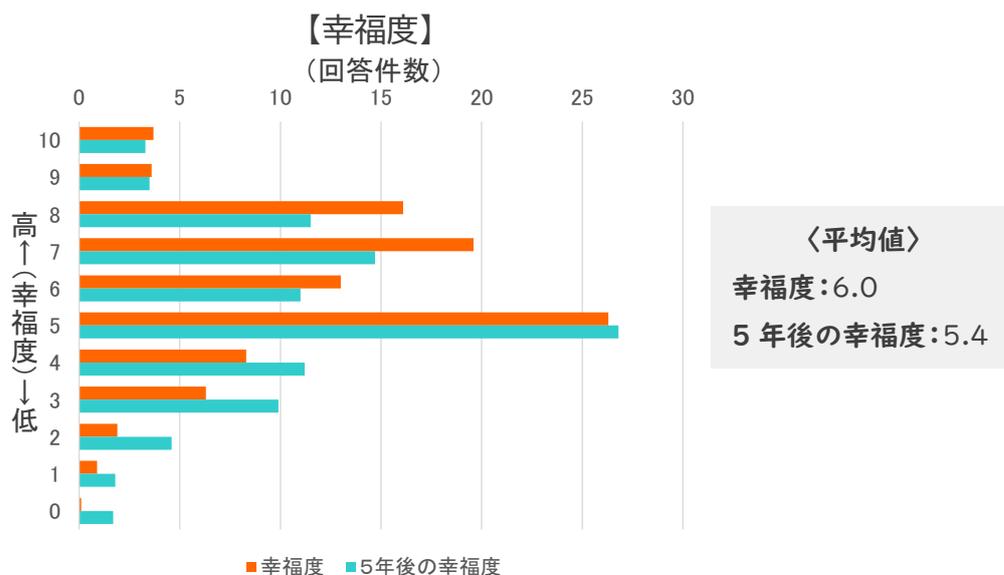
今回のアンケート調査では、中土佐町での暮らしについて、デジタル庁の Well-Being（地域幸福度）の視点からも調査・分析を行いました。

Well-Being の調査では、中土佐町での暮らしにおける「幸福度」と「生活満足度」を把握できるほか、「医療・福祉」や「雇用・所得」などの指標ごとに、全国と比べた中土佐町の強みと弱みを知ることができます。

◎「幸福度」と「生活満足度」

中土佐町での暮らしにおける「幸福度」と「生活満足度」を、「現在、あなたはどの程度幸せですか?」、「現在、あなたの町内（集落）の人々は、大体において、どれくらい幸せだと思いますか?」、「現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか?」、「自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思いますか?」の4つの設問の回答結果から、10段階で算出しました。

その結果、「幸福度」、「生活満足度」ともに、平均値は中央値である 5.0 を上回る結果となりました。



◎まちの強みと弱み

下記のレーダーチャートは、「医療・福祉」や「雇用・所得」などの指標ごとに、中土佐町の状況を、全国を50とした偏差値で示したものです。

今回のアンケート結果をもとに算出した主観データ(オレンジ色の実線)をみると、「地域とのつながり」や「自然の恵み」は特に高く、偏差値80程度となっています。逆に、「買物・飲食」、「遊び・娯楽」、「初等・中等教育」は特に低く、偏差値20程度となっています。

次に、統計資料などをもとに算出した客観データ(青色の破線)をみると、「自己効力感」が偏差値80と特に高く、「自然の恵み」も偏差値70程度と高くなっています。逆に、「デジタル生活」は偏差値30程度と特に低くなっています。

主観データと客観データを比べると、「初等・中等教育」や「地域とのつながり」、「雇用・所得」に関して、差が大きくなっていることが分かります※。

※「初等・中等教育」、「地域とのつながり」、「雇用・所得」の主観指標の根拠となっている設問は、以下のとおりです。

「初等・中等教育」に関して

<問4(12)教育環境(小中高校)が整っている>/<問4(13)通学しやすい場所に学校がある>

「地域とのつながり」に関して

<問5(1)周辺地域(ご近所やご自宅周辺)に住む人たちを信頼している>

<問5(2)地域活動(常会・地区会・地域行事・防災活動等)への住民参加が盛んである>

<問5(3)困ったときに相談できる人が身近にいる>

<問5(4)周辺地域(ご近所やご自宅周辺)の人が困っていたら手助けをする>

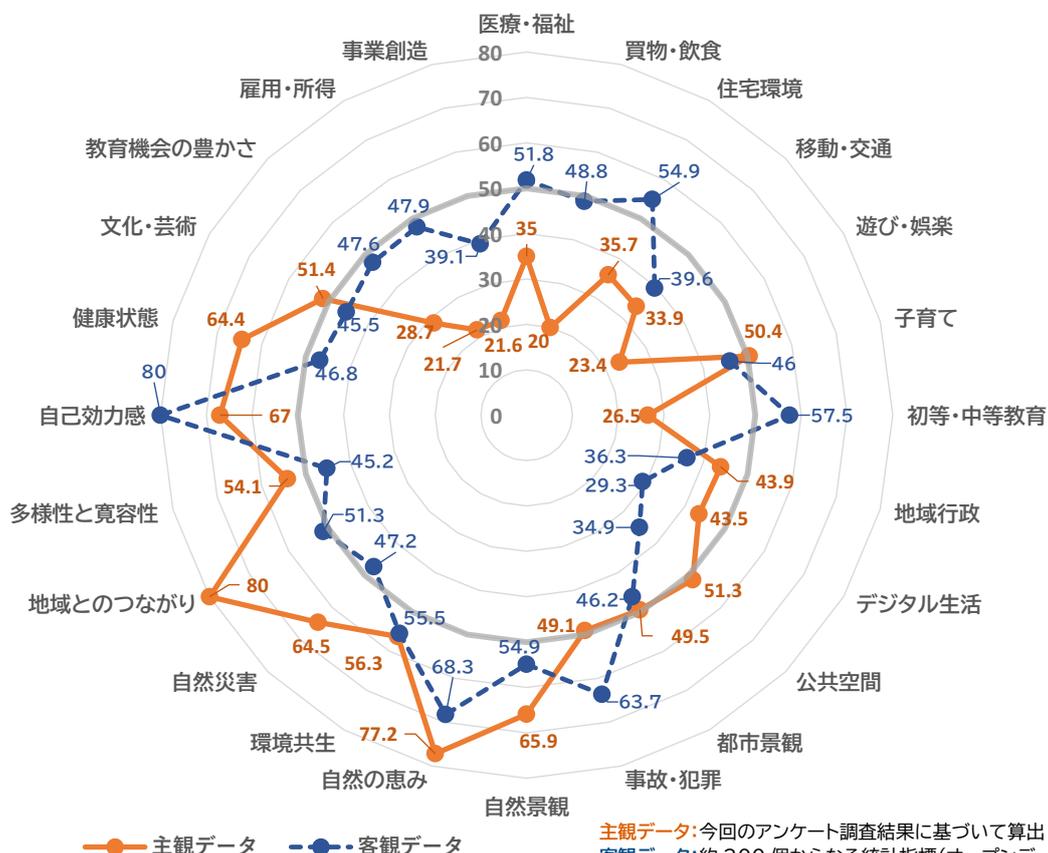
<問5(5)周辺地域(ご近所やご自宅周辺)に対して愛着を持っている>

「雇用・所得」に関して

<問6(7)やりたい仕事を見つけやすい>

<問6(8)適切な収入を得るための機会がある>

【レーダーチャート(全国を50とした偏差値)】



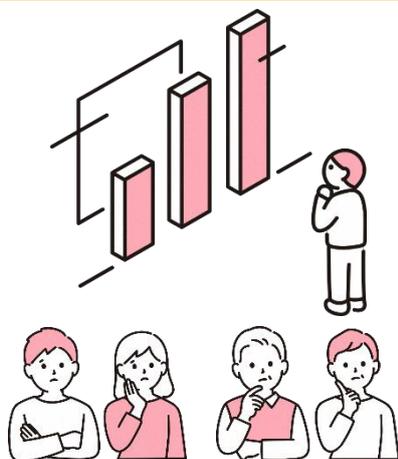
主観データ: 今回のアンケート調査結果に基づいて算出
客観データ: 約200個からなる統計指標(オープンデータ)から算出

※「遊び・娯楽」の客観データは、データ欠損のため記載していません。

3 時代潮流の変化

～「まちおこし（成長）」から「まちのこし（持続可能性）」の時代へ～

人口減少・少子高齢化



◆人口減少の進行

- ・2050年には総人口約1億人にまで減少
2008年1億2千万人をピークに一貫して減少
- ・2050年までに全市区町村の約3割が人口半数未満になり
国土の約2割が無居住化

◆少子化・高齢化

- ・2015年から2050年にかけて高齢化率増加（26.6%
→37.7%）、生産年齢・若年人口減少（73.3%→62.4%）
- ・2050年には居住地域の約5割が「少子高齢化地域^{※1}」
2015年：33%→2050年：56%
- ・平均寿命は2050年までに3歳程度延伸
201：男性81.25歳・女性87.32歳
2050年：男性84.02歳・女性90.40歳

デジタル×リアルによる 新しい地域生活圏^{※2}の形成



◆デジタル化の推進

- ・各種手続きや業務のデジタル化による生産性の向上
- ・オンライン診療・教育等の環境整備
- ・「テレワーク」の推進に向けた環境整備や副業・兼業等の
雇用慣行の見直し
- ・高齢者などのITリテラシー向上
- ・様々なデータを共有するデータ連携基盤の構築

◆デジタルとリアルの融合

- ・「ビッグデータ」を活用した個々人に対するきめ細やかな
生活関連サービスの提供
- ・生活における様々な活動と移動・交通のシームレスな連携
- ・「テレワーク」等で地方に居住し都市の所得を得る新たな
暮らしの実現

防災・減災と国土強靱化



◆様々な災害の発生・激甚化・頻発化

- ・新しい感染症（新型コロナウイルス）の発生・蔓延
- ・全人口の約7割が自然災害のリスクが高いエリアに居住
- ・気象災害の激甚化・頻発化、巨大地震発生の切迫
- ・コロナ禍での災害などの複合リスクへの懸念

◆防災・減災と国土強靱化の推進

- ・防災計画やBCP等に基づく防災対策や事前復興の取組
- ・流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」の推進
堤防整備や上流域の森林整備・治水対策
土地利用規制によるリスクの低い地域への誘導
- ・複合リスクも念頭においた土地利用

※1：少子高齢化地域：若年（0-14歳）人口比率が10%以下かつ高齢（65歳以上）人口比率が40%以上の地域。

※2：地域生活圏：住民の暮らし・行動の範囲。

多様なニーズに対応した「共生社会」の実現



地球環境問題の切迫



新時代に対応した産業構造への転換



◆「共生社会」を支える多様な人材の確保・育成

- ・「地域共生社会^{※3}」の実現に向けた包括的な相談・支援体制（地域福祉）の充実
- ・子育て環境の改善やリカレント教育の充実による女性や高齢者等の社会参画の促進
- ・ジェンダー平等・ダイバーシティ社会への対応
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインの推進
- ・インバウンドに対応した外国人が魅力を感じる地域づくり

◆自由度の高い社会の実現

- ・二地域居住等を容易にする社会制度の実現
- ・利便性の高い交通ネットワークの構築

◆多様な主体による取組の推進

- ・関係人口やNPO等多様な主体による「共助」の推進

◆2030年SDGs（持続可能な開発目標）^{※4}の達成

- ・政府・自治体・民間・団体・住民等のパートナーシップによる取組の推進

◆2050年カーボンニュートラルの実現

- ・「グリーン成長戦略（R2.12策定）」の取組の推進
- ・エネルギーの地産地消と分散型エネルギーシステムの形成
- ・営農型太陽光発電や木質バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入

◆イノベーションの創出と人材の確保

- ・STEAM教育^{※5}の推進
- ・知の拠点である大学等との協働による研究・技術開発

◆重要分野への取組と地域発のグローバル産業の育成

- ・デジタル分野やカーボンニュートラルへの重点的な取組
- ・スマート農林水産業の推進等による生産性向上やマーケットインの発想に基づく高付加価値化

◆グローバルビジネスに対応した環境・機能の充実

- ・グローバル人材の育成、規制・行政手続き等の合理化
- ・グローバル人材向けの居住環境等の充実

※3：世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

※4：地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念として、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。17のゴール、169のターゲット、約230の指標から構成される。

※5：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、アート（Art）、数学（Mathematics）の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。知る（探究）とつくる（創造）のサイクルを生み出す、分野横断的な学びのこと。

（出典）国土交通省「国土の長期展望」最終とりまとめ（R3.6）をもとに作成。

4 持続可能なまちづくり（SDGs）の推進

（1）SDGsの概要

SDGs（エスディーゼズ）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12（2030）年を期限とする、国際社会全体の共通目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと細分化された169のターゲット、進捗状況を図るための約230の指標で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

SDGsと自治体行政の一般的な関係性は次のとおりです。



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいと言えます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組と言えます。



すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。



手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出したりする等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。



すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



国内および国家間の不平等を是正する

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。



森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有すると言えます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



公正、平和かつ包摂的な社会を推進する

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割と言えます。



持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化させる

自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

(出典) U C L G (United Cities and Local Governments) 「私たちのまちにとってのSDGs (持続可能な開発目標) -導入のためのガイドライン- (2018年3月版(第2版)) (自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)

(2) SDGs と本計画の関係性

SDGs と本計画の各政策・施策との関係性は次のとおりです。

わが国においては、平成 28(2016)年 5 月に政府内に SDGs 推進本部を設置し、同年 12 月には、SDGs の実施指針が決定されており、政府は各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際に SDGs の要素を最大限反映するよう求めています。

本町では、SDGs という世界規模の目標も踏まえつつ、本計画の各政策・施策の推進に取り組んでいきます。

施策		1 貧困をなくそう	2 気候をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1-1	普段から「いざという時」を想定した生活の確保						
1-2	地域の実情に合わせた快適な住環境・交通網の整備			●			
1-3	生活環境の維持・管理						●
2-1	価値を生み出す仕組みづくり		●				●
2-2	価値を売り出す仕組みづくり						
2-3	価値を受け継ぐ仕組みづくり					●	
3-1	健康に暮らし続けるための生活スタイルづくり			●	●		
3-2	つながり合う地域づくり(地域共生社会の実現)	●		●			
4-1	自分の可能性を發揮できる仕組みづくり			●	●	●	
4-2	もしもの時に頼れるための日頃の関係作り					●	

7 エネルギーもみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
				●						●
		●		●						●
●		●		●	●	●	●	●		●
	●						●	●		●
	●	●		●	●					●
●	●	●		●						●
										●
	●			●						●
									●	●
			●	●					●	●

(このページは、白紙です。)

第2部 基本構想

第1章 目指すまちの姿

- 1 全体ビジョン(キャッチフレーズ)
- 2 人口ビジョン
- 3 目指すまちの姿の実現に向けた基本姿勢

第2章 政策

- 1 安全で快適な暮らしを築く、住み続けられるまち ～社会基盤・環境～
- 2 価値の創造と発展の仕組みを築く、稼ぎ続けられるまち ～産業・交流～
- 3 幸せな暮らしを地域一体で築く、支え合えるまち ～健康・福祉～
- 4 時代を繋ぎ次世代を築く、学び育ち続けられるまち ～教育・文化～

第3章 政策体系

第1章 目指すまちの姿

1 全体ビジョン（キャッチフレーズ）

日常が自慢 ちょうどいい中土佐町 ～みんなで日常を支えるまち～

(1) 自慢の日常があるまち

① 何気ない日常を意識する。

四万十川のせせらぎ、鰹が彩る食卓、ご近所同士でのあいさつ、漁港の活気…。暮らしの中で意識せずに感じている日常。その日常を形作る様々な要素の中に、中土佐町の未来を拓いていく土台があると考えます。

日常は、普段意識することがないため、漠然と捉えられ、つい「昔はよかった」に置き換わってしまう危うさを持っています。「日常が自慢」なまちは、日常を当たり前ものとして漠然と捉えるのではなく、その要素がしっかりと自覚されているまちです。

② みんなで日常を支えることが、自慢になる。

何気ない日常を自覚したうえで、その日常を役場だけでなく、町民みんなが主役となって支えていくことで、その日常がみんなにとって自慢したくなるものになっていきます。

今ある日常だけではなく、町の環境や産業、人との関わり方なども見つめ直し、時代や環境の変化とともに、その時に必要とする日常を作り出し、変化させていくことを目指します。

③ 自慢が詰まった、ちょうどいいまち。選ばれるまち。

みんなが支える日常が、町に関わるみんなにとって自慢になる。そして、日常に魅力を感じた人たちに選ばれるまち。これからもここに残りたいと思うまち。一度町を離れた人も、帰ってきたいと思うまち。町に関わるみんなにとって、ちょうどいいまちを目指していきます。

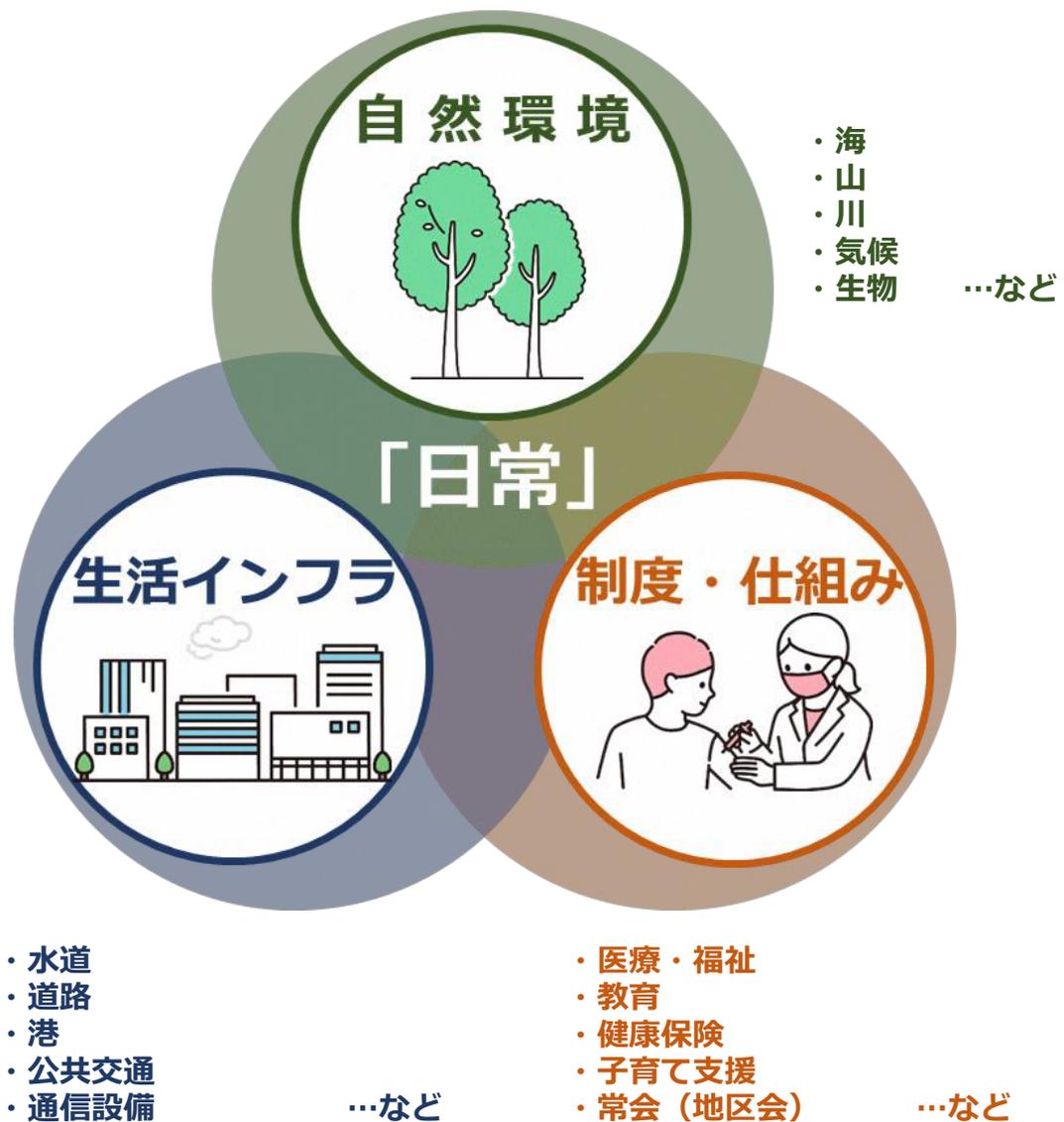
「ちょうどいい」とは？

土佐弁で「ちょうどいい」という意味の言葉。本計画では、中土佐町に関わる人たちの価値観に合い、心地良さを感じられる状態のこと。

(2) 日常を構成する3つの要素

町での生活を営んでいくための基盤となる日常は、「自然環境」、「生活インフラ」、「制度・仕組み」の3つの類型に大別することができます。

この類型は、日常を捉えるときの視点になります。しかし、各々が独立して存在しているのではなく、様々な関係を持ち、相互に影響し合っています。この関係を「ちょうどいい状態」に維持していくために、町に関わるみんなが日常を支えていくことが重要になります。



(3) 将来の日常 ～自慢したい日常のイメージ～

本計画の期間が満了する令和11年、全体ビジョンが実現した本町では、どのような日常が送られているのでしょうか。

ここでは、日常を構成する要素の3類型ごとに、将来の日常の姿をイメージとして示します。これらはいくまでもイメージですが、本計画では、それぞれの地域の特色を踏まえたうえで、このような日常が描かれ、紡がれていくように計画を進めることで、町に関わる誰もがちょうどいいと感じるまちを目指していきます。

【令和11年に達成を目指す日常のイメージ】

自然環境

～経済・文化・産業の起点、「海」に貢献する日常～



今日も、港にはいい魚が揚がっています。漁師の純平さんは、豊かな海を維持していくため、山の栄養分が海へ届くよう、仲間と共に、森の植樹活動を行っています。



勝さんは、市場で鮮魚店を営んでいます。毎朝、港に揚がった新鮮でおいしい魚を提供するのが日常です。海を汚す原因の一つであるプラスチック製品の使用を極力控えています。



サーファーの貞松さんは、同じ楽しみを共有する仲間と海岸のゴミを拾います。次の世代の子どもたちにも自然を大切にし、思い切りサーフィンを楽しんでもらいたいと願っています。

～みのりある暮らしの源泉、「水・土」を守る日常～



農家である又三さんの田んぼでは、夏になるとホタルが飛び交います。又三さんは、農薬の使用を最小限にし、生き物の生息環境として小川や用水路の管理を行っています。



三津子さんの家の近くには沈下橋があり、清らかな川の流れと沈下橋のある景色は撮影スポットになります。集落の人とともに、良好な景色を守る活動を進めています。



加矢さんは、中土佐町外に住んでいます。四万十川の豊かな水源を守ることにつながるため、毎年、島ノ川の森林の間伐や植樹、林道の清掃に参加しています。

生活インフラ

～地域の安全・快適な生活を、地域で維持する日常～



ときさんは車で、保育園児である孫の送り迎えをしています。送り迎えの時、道路やその周辺の変化に気を配ります。異常があれば役場に連絡します。



上ノ加江に住む玄さんは、車でよく海へ行きます。海岸の前にある駐車場を利用しますが、夏場になると草が伸びていて駐車をするときの障害物になるため、夏には近所の人と草刈りをしています。



矢井賀に住んでいる丸子さんは自主防災組織に参加しています。普段から、近所の人と避難場所や設備等を利用し、被災時に備えています。



大野見に住む千代亀さんは農業を営んでいます。安定した営農活動を行うため、農地への取水の要となる堰はきや農道の維持管理とともに、山林や川の清掃活動を行っています。

制度・仕組み

～暮らしや学び、文化を共に支えていく日常～



飲食業を営む八千代さんは、友人たちと毎年誘い合わせて健康診断を受けに行っています。健康につながる生活習慣を続けられるように仲間と励まし合っています。



勝江さんは、町民交流会館の部屋を借りて親子料理教室やイベントを行っています。子育て世帯が孤立しないよう、周りの人々と交流を持ってもらい、地域で子どもたちを育てられるようになることが望みです。



権左さんは、子どものころ地震や津波を経験しています。その経験をもとに、毎年小学校や中学校に行き、逃げることの重要性を伝えています。



道広さんは県外に住んでいます。町の伝統文化の担い手となるため、久礼八幡宮大祭には毎年帰省し、祭りの準備や松明の担ぎ役を頑張っています。

2 人口ビジョン

(1) 人口ビジョンの位置付け

中土佐町人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年)に基づいて、本町における人口の現状分析及び人口に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものです。

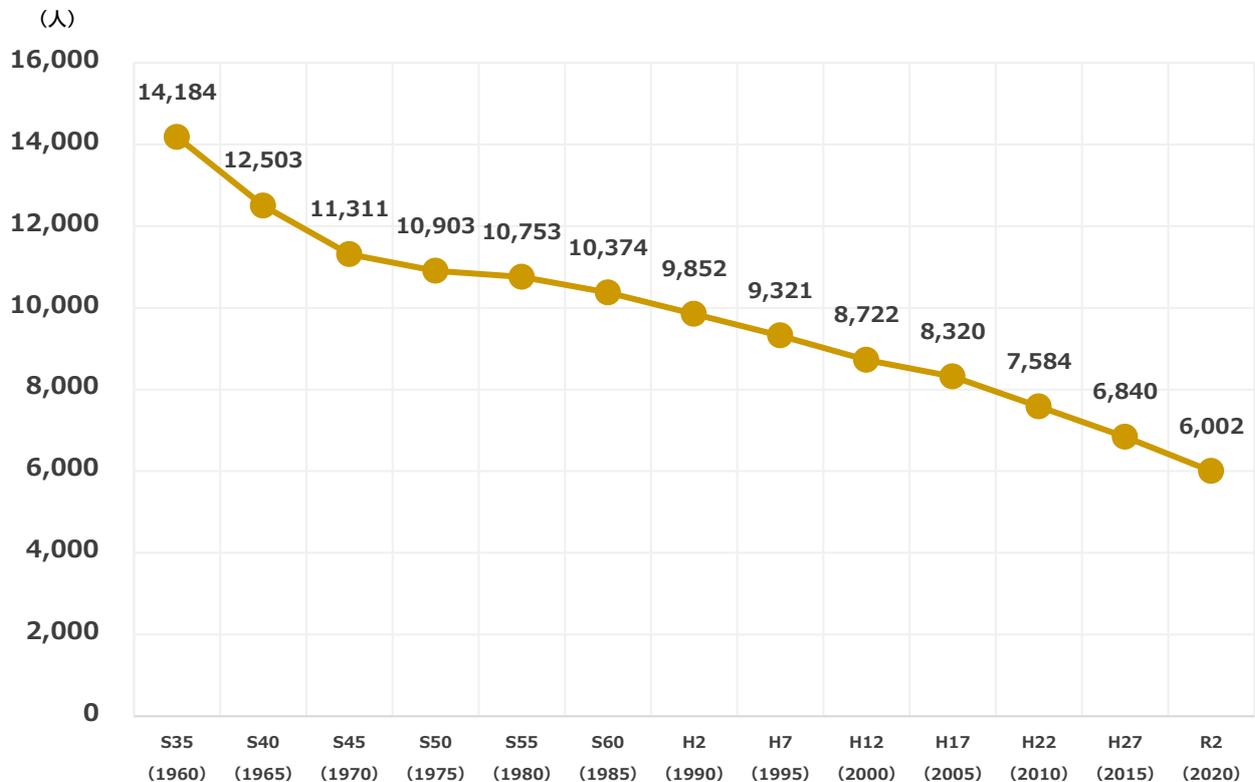
また、この人口ビジョンは本町の人口減少対策として地域や地元企業、各種団体等と連携し取り組む施策や政策目標を定める中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の企画立案にあたり、重要な基礎資料として位置付けられているものです。

(2) 中土佐町の人口推移

本町の総人口を昭和 35 年(1960)年からみると、最も人口が多かった昭和 35 年の 14,184 人から減少傾向にあり、平成 2(1990)年には 1 万人以下となっています。以降 5 年ごとの減少率は 5%前後と高い水準で減少を続け、平成 22(2010)年には 7,584 人となり、令和 2(2020)年には、6,002 人となっています。

今後、こうした状況に歯止めをかけ、本町における社会活動等を維持していくために、目標となる人口を定め、具体的な取組を進める必要があります。

▼総人口の推移



(出典) 国勢調査

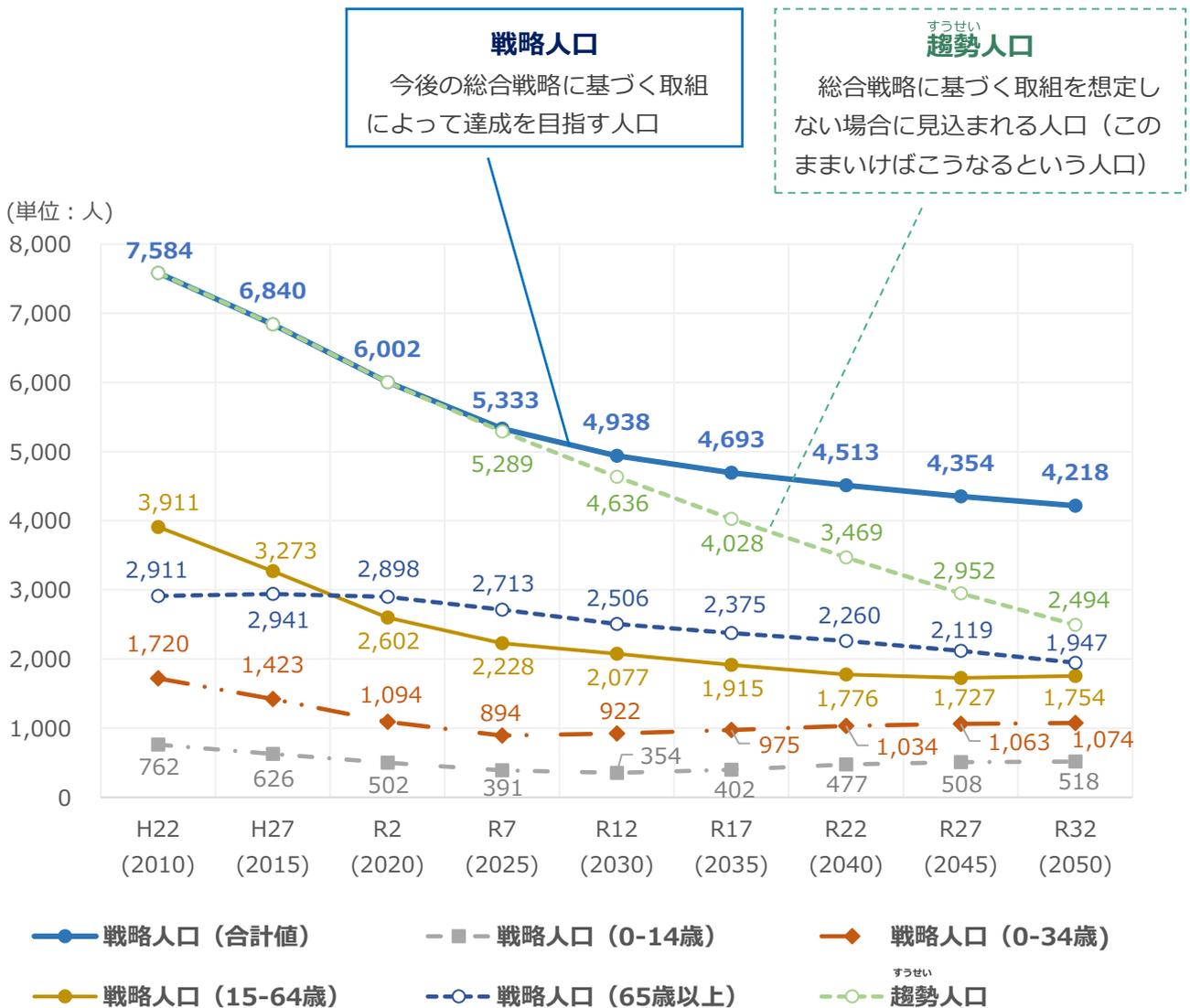
(3) 目指す人口

本計画及び総合戦略により、達成を目指す人口を次のとおり設定します。

令和12(2030)年に4,900人以上
令和22(2040)年に4,500人以上
令和32(2050)年に4,200人以上

現在の人口 5,941人(令和6年1月1日時点)

▼戦略人口と^{すうせい}趨勢人口



(出典) 戦略人口：中土佐町人口ビジョン

^{すうせい}趨勢人口：令和2年度国勢調査に基づいた国立社会保障・人口問題研究所による推計

【※】 コーホート変化率法

コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0~4歳の子ども人口は、15~49歳女子人口との比率により推計する方法。

3 目指すまちの姿の実現に向けた基本姿勢

協働を基本とした計画推進

(1) 日常を取り巻く課題

自然環境、生活インフラ、制度・仕組みの一つ一つの要素が、町の日常生活を支えるとともに、生業や文化の土台となったり、人とのつながりを形成したりするなど、様々な役割を担っています。

一方で、地域では人口減少に伴う様々な地域活動の担い手不足により、日常をこれまで通り継続していくことが難しくなっています。また、人口減少は、役場の職員数を削減させ、財政規模も縮小させることとなります。そのため、今後は役場だけで日常を支える公共サービス^{*}を維持していくことも難しくなってくるのが想定されます。

(2) 計画推進のあり方

① 本計画で目指す協働とは？

こうした背景を踏まえると、今後、日常を支えていくためには、これまで地域が担ってきた活動も、役場が担ってきた公共サービスも、様々な関係者がパートナーになってみんなで支えていくこと、すなわち「協働」がこれからの計画推進のあり方として重要になります。

協働は、興味・関心や技能、人的ネットワーク等を持つ個人・団体が連携し、共通の目的・目標に向かって役割を分かち合って行動することです。

本計画の期間を通して、日常を支える公共サービスの提供を役場が行ってだけでなく、町民や関係人口^{*}などのパートナーを探し、育て、招き、みんなで日常を支える状態を目指していきます。また、これにより、町民や地域が日常に対して、主体的に意識を向けたり、地域の実情や可能性を踏まえた新たな日常を生み出したりすることが考えられます。

【例】道の保守点検を協働で行う場合

現在役場が行っている道路の除草や倒木等の落下物除去等の道路維持業務の実情を町民と共有します。町民は日常生活の中で道路の状況に目を配り、異常を発見した場合には連絡を取り合うことができる仕組みを構築します。また、周辺集落の簡易な除草や障害物の除去等をできる限り町民の力で行います。町民だけで担い切れない場合は、町外の力も借りながら、協働して進めます。

② 協働のまちづくりが生み出す価値

協働のまちづくりは、役場だけや町民だけといった単体の活動では生じえない新たな価値が生み出される可能性を秘めています。

本計画の期間中、役場、町民、事業者、関係人口などの町の様々な関係者がみんなでまちづくりに関わり、協働して日常を支えていくという考え方を計画推進の基本的なあり方とします。

(3) 「日常が自慢」できるための2つのステップ

本計画では、計画期間において、2つのステップで、中土佐町の様々な関係者との協働を基本的な姿勢として、目指すまちの姿を実現します。

◎ステップ1：気が付く

ステップ1は「公共サービスの課題・あり方に気が付く」段階です。

役場がこれまで担ってきた役割を見つめ直し、様々な関係者の視点を取り入れながら、これまでの課題やあり方に関して気付きを得ます。

◎ステップ2：築く

ステップ2は「様々な協働により自慢できる日常を築く」段階です。

ステップ1での気付きを踏まえ、中土佐町の日常を維持するための協働を少しずつ実践に移していきます。役場は、協働を担う機関であるとともに、日常を維持する関係者同士が効果的に協働を行えるようにする役割を果たします。

【※】 公共サービス

本計画では、「日常を構成する3つの要素」(25ページ)の維持や向上のために役場が行うサービスのこと。

【※】 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

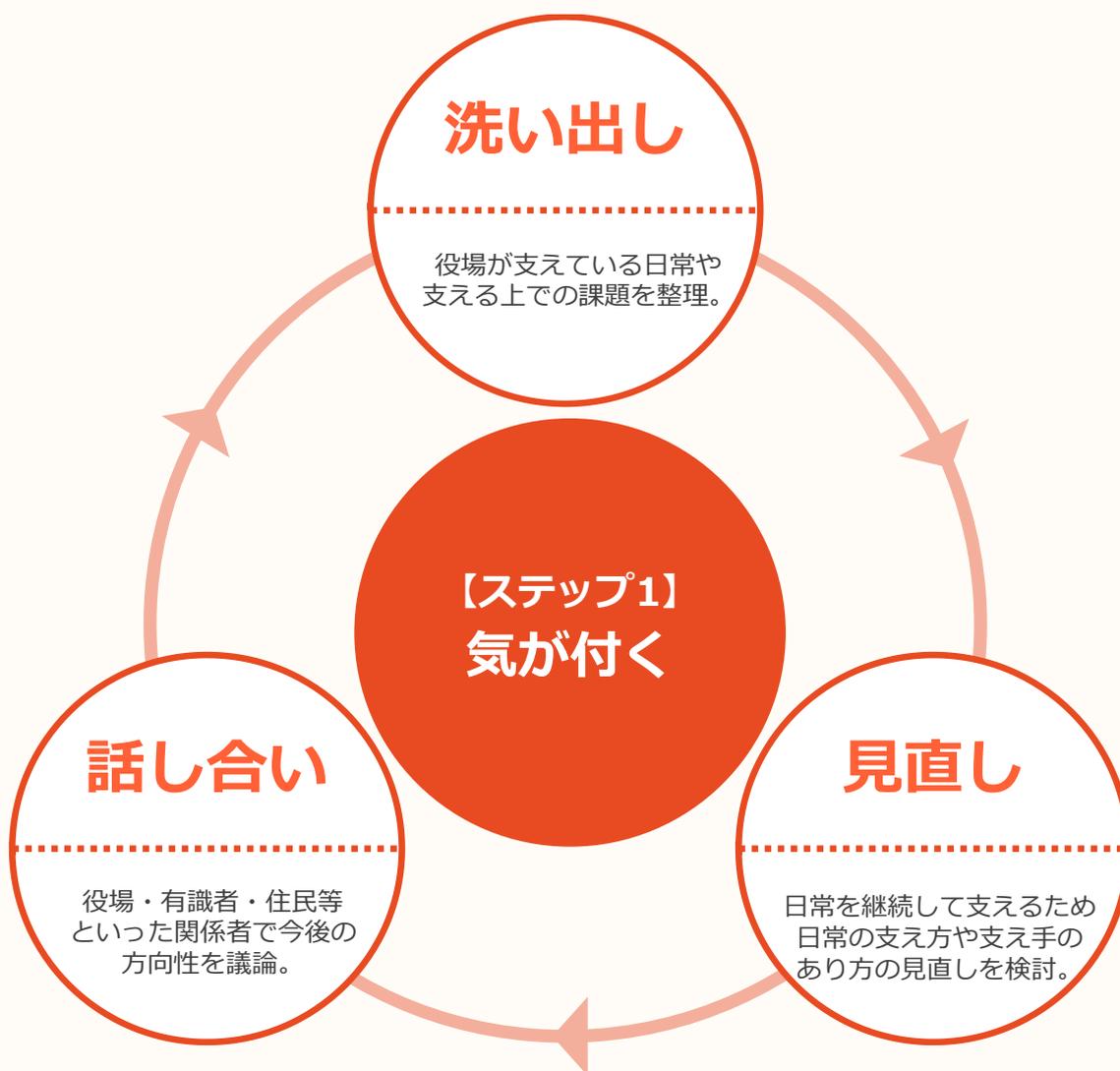
(出典：総務省 関係人口ポータルサイト)

◎ステップ1：日常の公共サービスの課題・あり方に「気が付く」

ステップ1では、公共サービスを見つめ直し、その必要性や課題を町の関係者と共有し、これからのあり方をどうするか、議論を進めます。

具体的な進め方は、下図のように、洗い出し、見直し、話し合いという流れです。それぞれの段階を通し、公共サービスの課題・あり方に気が付き、後期基本計画において実際に協働して日常を支えていくための土台をつくります。

日常の公共サービスの課題・あり方に「気が付く」(協働の土台づくり)



◎ステップ2：様々な協働により自慢できる日常を「築く」

ステップ2では、洗い出し、見直し、話し合いを踏まえて、協働により自慢できる日常を築いていきます。これまで役場が主役として担っていた日常を支える役割を、町民や事業者、町を訪れる人など、町の関係者と協働して担っていきます。

具体的な進め方は、下図のように合意形成、役割分担、実践という流れです。それぞれの段階を通し、町の様々な関係者が日常を支え、その結果として誰もが自慢できる日常を築くことを目指します。

様々な協働により自慢できる日常を「築く」(ビジョンの実現)



第2章 政策

1 安全で快適な暮らしを築く、住み続けられるまち

～社会基盤・環境～

今後発生が予想される南海トラフ地震をはじめとする自然災害への備えを引き続き進めるとともに、消防・防災体制の充実や事故・犯罪の防止に努めます。人口減少の中では、生活の基盤と空間の適正な整備・管理を時代に合わせて行う必要があります。高齢化等を踏まえ、地域の生活実態に合わせた移動交通手段の充実を図ります。

生活の基盤の整備範囲も居住人口などを踏まえて最適化するとともに、インフラと同様に、生活や産業の価値の源泉となる自然環境についても、行政と町民が協働し、主体的にその維持・管理に関われるよう、体制作りを進めます。

政策1では、次の施策体系に基づき、『住み続けられるまち』を目指します。

施策		個別施策	
1-1	普段から「いざという時」を想定した生活の確保	1-1-1	防災・減災対策の充実
		1-1-2	消防の充実
		1-1-3	交通安全・防犯対策の推進
1-2	地域の実情に合わせた住環境・交通網の整備	1-2-1	事前復興まちづくり計画と立地適正化の検討
		1-2-2	公共交通網の維持
		1-2-3	住宅基盤の整備
		1-2-4	情報基盤の整備
1-3	生活環境の維持・管理	1-3-1	道路の管理
		1-3-2	河川の管理
		1-3-3	水道の整備
		1-3-4	環境の美化と保全
		1-3-5	ごみ処理
		1-3-6	環境教育の推進と実践活動の促進

2 価値の創造と発展の仕組みを築く、稼ぎ続けられるまち

～産業・環境～

産業の基盤となる第一次産業を継続できるよう、既存の生産・流通体制も活用しながら、新技術や新しい経営方法の導入も推進します。また、第一次産業で生み出された産品をもとにした、「6次産業化」も積極的に進めます。様々な団体等と協力し、新規就業者の獲得や所得向上に向けた取組を検討するとともに、第一次・第二次産業の生産者や従事者が、産品等に対して「こだわり」を持てるよう、新たな価値観や視点を取り入れ、官民が共同で議論できる環境づくりを進めます。また、そうした産品等を効果的に町外へ売り出せるよう、ターゲットの明確化を進めます。

製造業や建設業の担い手確保や事業承継が可能となるよう、町内の働く環境の実態把握を進めるとともに、働く期間・時間・場所を柔軟に選択できるようにするなど、働き方の多様性を高められるよう、検討を進めます。

政策2では、次の施策体系に基づき、『稼ぎ続けられるまち』を目指します。

施策		個別施策	
2-1	価値を生み出す仕組みづくり	2-1-1	農・林・水産業の振興
		2-1-2	「6次産業化」の推進
2-2	価値を売り出す仕組みづくり	2-2-1	商業の振興
		2-2-2	観光の振興
		2-2-3	地域ブランドの形成
2-3	価値を受け継ぐ仕組みづくり	2-3-1	事業の存続支援
		2-3-2	技術の承継支援

3 幸せな暮らしを地域一体で築く、支え合えるまち

～健康・福祉～

地域での生活における種々の生活課題の克服や、子育てしやすい環境づくり、生きがいの持てる暮らしの実現のため、行政による各種支援や医療体制の継続を図ります。町民自身が自らの健康状態に意識を向けられるよう、健康診断受診率向上に向けた取組の検討を進めます。また、町民同士で互いの健康状態を気にしあえるよう、機運醸成などを行います。

心身の健康の更なる増進を自主的に行うため、年齢や性別、障害の有無等を問わず町民が参加しやすいスポーツ環境の整備・機会の充実や食育の推進を行います。

町民や町外の関係者等との協働による支え合いの充実を目指し、地域共生社会の実現に向けた体制構築に努めます。

政策3では、次の施策体系に基づき、『支え合えるまち』を目指します。

施策		個別施策	
3-1	健康に暮らし続けるための生活スタイルづくり	3-1-1	医療体制の充実
		3-1-2	健康教育・相談体制の充実
		3-1-3	スポーツの振興
3-2	つながり合う地域づくり(地域共生社会の実現)	3-2-1	包括的・重層的な支援体制の整備
		3-2-2	高齢者福祉の充実
		3-2-3	子育て支援の充実
		3-2-4	障害児・障害者福祉の充実
		3-2-5	生活困窮者の支援

4 時代を繋ぎ次世代を築く、学び育ち続けられるまち

～教育・文化～

就学前教育・学校教育では、町の将来を担う子どもたちの感性や能力などの個性を最大限活かせる土台づくりを進めます。また、子どもたちが、決まりを守ったり、他者に貢献したり、自ら考え行動できることを目指した教育を展開します。

また、年齢を問わず、心の豊かさの向上を図るため、町民の主体性を重視しながら、趣味や学びを新しく始めるきっかけとして、趣味や学びの基本的なことを体験できる環境づくりを進めます。

各地区の将来人口も踏まえ、地域がより主体的に活動を行えるよう、地域おこし協力隊の活用を含む移住を促進するとともに、次世代に向けた地域の仕組みづくりを進めます。

政策4では、次の施策体系に基づき、『学び育ち続けられるまち』を目指します。

施策		個別施策	
4-1	自分の可能性を発揮できる仕組みづくり	4-1-1	就学前教育の充実
		4-1-2	学校教育の充実
		4-1-3	社会教育の推進
		4-1-4	文化・芸術の振興
4-2	もしもの時に頼れるための日頃の関係作り	4-2-1	住民参画と協働の推進
		4-2-2	住民自治組織の運営支援
		4-2-3	移住・定住の促進
		4-2-4	人権と男女共同参画の推進

第3章 政策体系

目指すまちの姿

全体ビジョン・地域ビジョン

日常が自慢 ちょうどいい中土佐町
～みんなで日常を支えるまち～

人口ビジョン

令和 12 (2030) 年に 4,900 人以上
令和 22 (2040) 年に 4,500 人以上
令和 32 (2050) 年に 4,200 人以上

目指すまちの姿の実現に向けた基本姿勢

行政のあり方

戦略型行政経営の推進

中土佐町に関わるみんなのあり方

協働を基本とした計画推進

4つの政策

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1 安全で快適な暮らしを築く、住み続けられるまち | ～社会基盤・環境～ |
| 2 価値の創造と発展の仕組みを築く、稼ぎ続けられるまち | ～産業・交流～ |
| 3 幸せな暮らしを地域一体で築く、支え合えるまち | ～健康・福祉～ |
| 4 時代を繋ぎ次世代を築く、学び育ち続けられるまち | ～教育・文化～ |

施策ビジョン
(施策ごとに目指す姿)

基本施策
(施策 1-1、1-2、1-3、2-1、2-2…)

個別施策
(個別施策 1-1-1…、2-1-1…)

第3期

まち・ひと・しごと創生
総合戦略

個別計画・事業

基本構想

基本計画
総合戦略

第3部 基本計画

第1章 施策体系

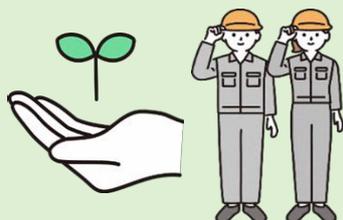
第2章 基本施策の内容

- 1 安全で快適な暮らしを築く、住み続けられるまち
～社会基盤・環境～
- 2 価値の創造と発展の仕組みを築く、稼ぎ続けられるまち
～産業・交流～
- 3 幸せな暮らしを地域一体で築く、支え合えるまち
～健康・福祉～
- 4 時代を繋ぎ次世代を築く、学び育ち続けられるまち
～教育・文化～

(このページは、白紙です。)

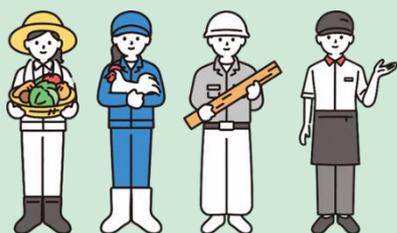
第1章

施策体系



1

安全で快適な暮らしを築く、
住み続けられるまち
～社会基盤・環境～



2

価値の創造と発展の仕組みを築く、
稼ぎ続けられるまち
～産業・交流～



3

幸せな暮らしを地域一体で築く、
支え合えるまち
～健康・福祉～



4

時代を繋ぎ次世代を築く、
学び育ち続けられるまち
～教育・文化～

施策		個別施策	
1-1	普段から「いざという時」を想定した生活の確保	1-1-1	防災・減災対策の充実
		1-1-2	消防の充実
		1-1-3	交通安全・防犯対策の推進
1-2	地域の実情に合わせた住環境・交通網の整備	1-2-1	事前復興まちづくり計画と立地適正化の検討
		1-2-2	公共交通網の維持
		1-2-3	住宅基盤の整備
		1-2-4	情報基盤の整備
1-3	生活環境の維持・管理	1-3-1	道路の管理
		1-3-2	河川の管理
		1-3-3	水道の整備
		1-3-4	環境の美化と保全
		1-3-5	ごみ処理
		1-3-6	環境教育の推進と実践活動の促進
2-1	価値を生み出す仕組みづくり	2-1-1	農・林・水産業の振興
		2-1-2	「6次産業化」の推進
2-2	価値を売り出す仕組みづくり	2-2-1	商業の振興
		2-2-2	観光の振興
		2-2-3	地域ブランドの形成
2-3	価値を受け継ぐ仕組みづくり	2-3-1	事業の存続支援
		2-3-2	技術の承継支援
3-1	健康に暮らし続けるための生活スタイルづくり	3-1-1	医療体制の充実
		3-1-2	健康教育・相談体制の充実
		3-1-3	スポーツの振興
3-2	つながり合う地域づくり (地域共生社会の実現)	3-2-1	包括的・重層的な支援体制の整備
		3-2-2	高齢者福祉の充実
		3-2-3	子育て支援の充実
		3-2-4	障害児・障害者福祉の充実
		3-2-5	生活困窮者の支援
4-1	自分の可能性を発揮できる仕組みづくり	4-1-1	就学前教育の充実
		4-1-2	学校教育の充実
		4-1-3	社会教育の推進
		4-1-4	文化・芸術の振興
4-2	もしもの時に頼れるための日頃の関係作り	4-2-1	住民参画と協働の推進
		4-2-2	住民自治組織の運営支援
		4-2-3	移住・定住の促進
		4-2-4	人権と男女共同参画の推進

(このページは、白紙です。)

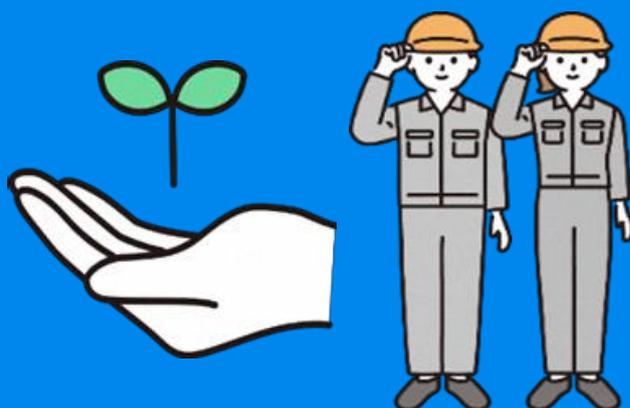
第2章

基本施策の内容

政策

1

安全で快適な暮らしを築く、 住み続けられるまち ～社会基盤・環境～



今後発生が予想される南海トラフ地震をはじめとする自然災害への備えを引き続き進めるとともに、消防・防災体制の充実や事故・犯罪の防止に努めます。

人口減少の中では、生活の基盤と空間の適正な整備・管理を時代に合わせて行う必要があります。
高齢化等を踏まえ、地域の生活実態に合わせた移動交通手段の充実を図ります。

生活の基盤の整備範囲も居住人口などを踏まえて最適化するとともに、インフラと同様に、生活や産業の価値の源泉となる自然環境についても、行政と町民が協働し、主体的にその維持・管理に関われるよう、体制作りを進めます。

政策1では、次の施策体系に基づき、『住み続けられるまち』を目指します。

施策

1

普段から「いざという時」を想定した生活の確保

- 1 防災・減災対策の充実
- 2 消防の充実
- 3 交通安全・防犯対策の推進

2

地域の実情に合わせた住環境・交通網の整備

- 1 事前復興まちづくり計画と立地適正化の検討
- 2 公共交通網の維持
- 3 住宅基盤の整備
- 4 情報基盤の整備

3

生活環境の維持・管理

- 1 道路の管理
- 2 河川の管理
- 3 水道の整備
- 4 環境の美化と保全
- 5 ごみ処理
- 6 環境教育の推進と実践活動の促進

1-1 普段から「いざという時」を 想定した生活の確保

主担当課：総務課、健康福祉課



施策ビジョン

対象▶▶ 発災後、支援が来るまで生き延びられる仕組み
結果▶▶ 町民や地域の関係者の協力で構築できている



施策ビジョン設定の背景

将来発生が予測されている南海トラフ地震や近年多発している豪雨災害等、町民の生命への危険性が高まっています。発災時及び発災後の避難生活における被害を最小限に留めるため、日頃から防災・減災の意識を高め、災害危険箇所や避難行動要支援者を把握しておくこと、また避難施設等の活用や、様々な年代・職業等の関係者と協力した避難所運営訓練を検討するなど、防災・減災に向けた行動をとる必要があります。

施策推進における2つのステップ



ステップ1 気が付く find out

災害の種類や災害発生後のタイムラインを想定して、各地区（久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見）のどこで・どのような被害や問題が生じる可能性があるかを洗い出して、役場と各地区で共有します。また、各地区の中で、身近にいる避難行動要支援者の心身の状態や普段過ごす場所を共有する機会を作ります。

そのうえで、災害時に避難の補助や避難所運営に関わることのできる各地区の関係者（役場・町民・事業者）を洗い出し、各々が災害時にできそうなことを共有するようにします。



ステップ2 築く establish

各地区（久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見）の中で共有しあった各々ができそうなことを踏まえ、各地区において、災害の種類や災害発生時間帯（平日か休日か、日中か夜間かなど）別に、避難行動要支援者の避難を補助するための役割分担を行います。

そのうえで、発災後に避難所運営を行う場合の役割分担を行って、実際に訓練を実施することを検討します。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(RII)又は方向性
1年間に一度でも避難訓練に参加したことがある町民の割合	17%(R5)	25%
町民による時間帯・季節別の避難所運営訓練の実施件数	—	3件/年

個別施策

- 1-1-1 防災・減災対策の充実
- 1-1-2 消防の充実
- 1-1-3 交通安全・防犯対策の推進

主な関連事業

- ・地域防災対策総合補助金事業
- ・消防団員定数確保事業
- ・要配慮者避難支援対策事業
- ・交通安全施設の整備及び老朽化施設の更新

関連する個別計画

- ・地域防災計画
- ・防災備蓄計画(R7~RII)
- ・応急期機能配置計画
- ・災害時要配慮者避難計画

関連するSDGs



1-2 地域の実情に合わせた 住環境・交通網の整備

主担当課:まちづくり課 副担当課:総務課



施策ビジョン

対象▶▶ 日常生活に関するサービス提供の形
結果▶▶ 基準に沿って判断されたうえで
サービスが提供されている



施策ビジョン設定の背景

居住圏域の人口が少なくなることによって、日常生活における居住・移動・情報等のサービス提供の費用対効果が小さくなり、より過不足の少ないサービス提供のあり方を考えることが必要になっています。そのため、地域ごとの人口や生活スタイルなどを踏まえ、どのような形でサービス提供をするのが最善かを判断するための基準を持ち、これまでのサービス提供体制にとられない形で、必要に応じた見直しを行っていくことが重要です。

施策推進における2つのステップ



ステップ1 気が付く find out

各地区(久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見)内で利用されている移動の方法・手段や利用頻度などを町民と共有し、よりよい交通手段について話し合います。その結果や各地区の将来人口を踏まえて、現在の公共交通のあり方の妥当性を見通します。

また、町営住宅をはじめとする賃貸住宅の供給状況や老朽化の状態を把握し、各地区の将来人口を踏まえて、今後の住宅需要を見通します。



ステップ2 築く establish

利用実態とニーズ、将来人口を踏まえて、地域に適した移動の方法・手段を、役場・各地区(久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見)・サービス提供事業者(バス・タクシー事業者など)で議論します。そのうえで、事業者のサービスに不足が生じる部分の対応については、自家用有償旅客輸送やDXなど新たな手段を検討できる体制を整えます。

また、今後の住宅需要の見通しに沿って、既存の町営住宅のメンテナンス等の優先順位を考え、改修を進めるとともに、民間住宅整備を支援します。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(R11)又は方向性
町内を運行する路線バスおよび コミュニティバスの利用者数	53,722人(R5)	58,375人
公営住宅等の目標管理戸数	157戸(R2)	145戸

個別施策

- 1-2-1 事前復興まちづくり計画と立地適正化の検討
- 1-2-2 公共交通網の維持
- 1-2-3 住宅基盤の整備
- 1-2-4 情報基盤の整備

主な関連事業

- ・廃止路線代替バス運行事業
- ・地域公共交通確保維持事業
- ・情報基盤整備事業
- ・町営住宅運営事業
- ・中間管理住宅事業
- ・住宅改修費等補助事業
- ・高齢世帯や子育て世帯への安全・安心な
居住環境整備

関連する個別計画

- ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略
(R7~R11)
- ・過疎地域持続的発展計画(R3~R7)
- ・地域福祉計画(R4~R8)
- ・土地利用調整基本計画
- ・公共施設等総合管理計画(H28~R12)
- ・地域公共交通計画(R6~R10)
- ・公営住宅等長寿命化計画(R3~R12)
- ・空き家等対策計画(H28~R7)

関連するSDGs



1-3

生活環境の維持・管理

主担当課：町民環境課、建設課

副担当課：まちづくり課、農林水産課



施策ビジョン

- 対象▶▶ 自然環境や生活インフラ※の維持・管理
- 結果▶▶ 役場・町民・生産者・事業者の役割分担が
できている

施策ビジョン設定の背景

町での生活や、第一次産業の生産活動、第二次・第三次産業の事業活動の土台となっているのは、自然環境と生活インフラです。

自然環境や生活インフラから恩恵を受けている町民・生産者・事業者は、中土佐町の自然環境や生活インフラに今どのような課題があるのか、今後どのような課題が生じうるのかを知り、維持・管理に主体的に貢献していくことが重要です。

施策推進における2つのステップ



ステップ1 気が付く find out

役場は、町民・生産者・事業者に対して、自然からどんな恩恵を受けているか、また自然に対してどんな影響を与えているかを共有します。さらに、生活インフラを役場としてどのように維持・管理しているかを共有します。

町民・生産者・事業者は、将来、自然環境の維持や生活インフラの異常・危険の発見を、自ら行えることが大切です。そのため、まず自分たちの普段の活動が自然からどのような恩恵を受け、逆に影響を与えるか洗い出します。また、普段利用する生活インフラで異常・危険が生じやすい場所はどこかなどを、役場から共有された情報をもとに洗い出します。



ステップ2 築く establish

町民・生産者・事業者の間で、自然環境のためにどのような行動が取れるか、また、生活インフラの異常・危険を発見した際にどう対応できるかを共有します。そのうえで、一町民・一生産者・一事業者のみでは難しいものについては、役場が主導して役割分担を行います。

役場は、町民・生産者・事業者自身が行っている自然環境や生活インフラの維持・管理への貢献を、町内で共有しあえる土壌を作ります。また、町民・生産者・事業者が自然環境や生活インフラへの貢献を行う（行った）時に、相談や助言、サポートができる体制を作ります。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(R11)又は方向性
インフラ管理の実態を町民と共有した回数	—	各広報で年1回ずつ(HP・広報)
道路・河川の除草等を地域に委託した件数	32件(R5)	37件
有収水量割合	61%(R5)	65%

個別施策

- 1-3-1 道路の管理
- 1-3-2 河川の管理
- 1-3-3 水道の整備
- 1-3-4 環境の美化と保全
- 1-3-5 ごみ処理
- 1-3-6 環境教育の推進と実践活動の促進

主な関連事業

- ・道路橋りょう維持事業
- ・道路メンテナンス事業
- ・下水排水路改良事業
- ・水道施設更新事業
- ・飲料水等生活用水確保事業
- ・環境美化事業
- ・町内の清掃活動(四万十川一斉清掃、町内一斉清掃、おもてなし一斉清掃)
- ・景観維持巡視清掃事業

関連する個別計画

- ・過疎地域持続的発展計画(R3~R7)
- ・道路橋長寿命化修繕計画
- ・道路トンネル長寿命化修繕計画
- ・ロックシェッド長寿命化修繕計画
- ・水道事業施設更新計画(R9~R18)
- ・一般廃棄物処理基本計画(R4~R13)

関連するSDGs



用語解説

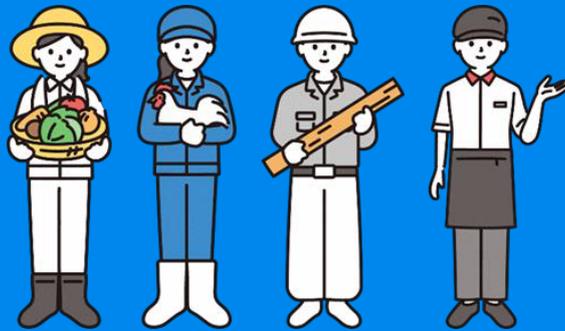
【※】生活インフラ:本計画においては、道路や河川、上水道、通信設備等の町民の日常生活を支える施設で、町の関係者の共有財産になるものを指す。

政策

2

価値の創造と発展の仕組みを築く、 稼ぎ続けられるまち

～産業・交流～



産業の基盤となる第一次産業を継続できるよう、既存の生産・流通体制も活用しながら、
新技術や新しい経営方法の導入も推進します。

また、第一次産業で生み出された産品をもとにした、「6次産業化」も積極的に進めます。

様々な団体等と協力し、新規就業者の獲得や所得向上に向けた取組を検討するとともに、
第一次・第二次産業の生産者や従事者が、産品等に対して「こだわり」を持てるよう、
新たな価値観や視点を取り入れ、官民が共同で議論できる環境づくりを進めます。

また、そうした産品等を効果的に町外へ売り出せるよう、
ターゲットの明確化を進めます。

製造業や建設業の担い手確保や事業承継が可能となるよう、町内の働く環境の
実態把握を進めるとともに、働く期間・時間・場所を柔軟に選択できるようにするなど、
働き方の多様性を高められるよう、検討を進めます。

政策2では、次の施策体系に基づき、『稼ぎ続けられるまち』を目指します。

施策

1

価値を生み出す仕組みづくり

- 1 農・林・水産業の振興
- 2 「6次産業化」の推進

2

価値を売り出す仕組みづくり

- 1 商業の振興
- 2 観光の振興
- 3 地域ブランドの形成

3

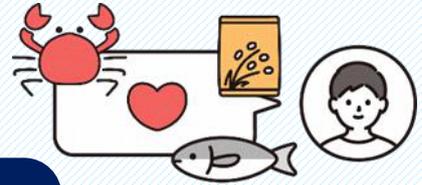
価値を受け継ぐ仕組みづくり

- 1 事業の存続支援
- 2 技術の承継支援

2-1

価値を生み出す仕組みづくり

主担当課：農林水産課 副担当課：まちづくり課



施策ビジョン

- 対象▶▶ 町内の一次産業および
それから生まれる二次産品に関わる人々が
結果▶▶ 商品の「こだわり」を語れている

施策ビジョン設定の背景

一次産業が持続していくためには、これまで推進してきた流通経路を活用しつつ、新しい技術の導入をはじめとする効率的な経営方法の追求をこれからも支援していくことが求められます。

また、稼ぐことができる商品の開発には、自然環境や、中土佐町固有の文化といった特性を考慮した高付加価値かつ特色ある産品が不可欠です。より訴求力のある商品を生み出すためには、中土佐町産としてどんな点が「こだわり」なのかを明確にし、差別化を図った開発を進めることも重要です。

施策推進における2つのステップ



ステップ1 気が付く
find out

町内の第一次産業やそれから生まれる第二次産品の生産が、自然からどのような恩恵を受けているのか、また、生産者が自然に対してどのような配慮をしているか、自然環境の維持・向上のためにどのような行動をしているのかを、生産者自身が洗い出す場を設けます。



ステップ2 築く
establish

自然からの恩恵や自然環境への貢献、生産方法などを「こだわり」として生産者自身が語れるよう、町外からの視点を入れつつ、農協・漁協、商工会も交えて議論し、フレーズや物語として具体的に言語化します。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(R11)又は方向性
一次産業従事者	597人(R2 国勢調査)	500人
認定農業者及び認定新規就農者の栽培施設面積	17.5ha(R6)	18ha
町内漁協の水揚げ量	1,020トン(R5)	1,000トン

個別施策

- 2-1-1 農・林・水産業の振興
- 2-1-2 「6次産業化」の推進

主な関連事業

- ・園芸用ハウス整備事業
- ・園芸用ハウス等リノベーション事業
- ・環境負荷軽減促進事業
- ・農業用ハウス防災対策事業
- ・こうち農業確立総合支援事業
- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・就農支援事業
- ・収入保険制度支援
- ・燃油高騰対策利子補給金支援
- ・森林山村多面的機能発揮対策交付金
- ・みどりの環境整備支援事業
- ・林業新規就業者確保対策事業
- ・自伐林家等支援事業
- ・森林総合整備事業
- ・漁業就業支援事業
- ・種子島周辺漁業対策事業
- ・漁業振興補助事業

関連する個別計画

- ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略(R7~R11)
- ・過疎地域持続的発展計画(R3~R7)
- ・農業振興地域整備計画(R4~R8)
- ・木材利用推進方針
- ・農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(R5~R9)
- ・地域計画(R6~R10)
- ・森林整備計画(R4~R14)

関連するSDGs



2-2

価値を売り出す仕組みづくり

主担当課:まちづくり課 副担当課:農林水産課



施策ビジョン

- 対象▶▶ 町内で商品・サービスを生み出す事業者が
- 結果▶▶ ターゲットに届ける手段を明確化している

施策ビジョン設定の背景

中土佐町は、自然環境をはじめ、景観、食、文化など様々な要素に恵まれており、町の事業者がその魅力や価値を具体化することが重要です。そのうえで、具体化された町の魅力や価値、町の特色を活かした商品・サービスを効果的に町外に売り出すため、ターゲットを明確化する必要があります。

施策推進における2つのステップ



ステップ1 **気が付く**
find out

官民が協働して、町内の観光関連産業（飲食業、宿泊業、小売り業）や6次産業が、自然からどのような恩恵を受けているのかを洗い出す場を設けます。そのうえで、町外からの観光客・移住者、農協・漁協、商工会を交えて、商品やサービスの購買において、中土佐町の「こだわり」が響くターゲットを設定します。

商品・サービスをターゲットに届けるに当たり、近隣自治体や類似自治体の取組を調査し、差別化を図るべき取組を洗い出します。



ステップ2 **築く**
establish

官民が協働して、町内の観光関連産業（飲食業、宿泊業、小売り業）や6次産業の事業者間で、商品・サービスを売り込むターゲットを設定します。

その結果も踏まえ、設定されたターゲットに対して商品・サービスを売り込むだけでなく、直接的・間接的に中土佐町に貢献できる機会を提供します。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(R11)又は方向性
中心商店街事業者等の売上状況	—	↑増加
ふるさと納税の寄附件数	6,802件(R5)	12,000件
※うち、カツオ関連商品の件数	※うち、カツオ関連商品 1,064件(R5)	※うち、カツオ関連商品 2,000件

個別施策

- 2-2-1 商業の振興
- 2-2-2 観光の振興
- 2-2-3 地域ブランドの形成

主な関連事業

- ・中心商店街等振興計画推進事業
- ・空き店舗活用推進事業補助金事業
- ・産業振興事業
- ・商工会への支援
- ・観光拠点等整備事業
- ・各観光施設の運営
- ・ふるさと納税事業
- ・シン・鯉乃国プロジェクト推進事業

関連する個別計画

- ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略(R7~R11)
- ・過疎地域持続的発展計画(R3~R7)
- ・中心商店街等振興計画(R7~R11)
- ・創業支援等事業計画(H28~R10)

関連するSDGs



2-3 価値を受け継ぐ 仕組みづくり

主担当課:まちづくり課



施策ビジョン

対象▶▶ 事業者が仕事を守り、従業員が
働き続けることができる状態

結果▶▶ 維持している

施策ビジョン設定の背景

人口減少に伴い、町内の小規模事業者の仕事は減少しつつあります。いずれの事業者も町民生活を守っていくためには必要不可欠なものです。事業者が今後持続していくためには、現在の業態を変化させていくが必要になるかもしれません。また、町内の製造業や建設業に従事する人が不足しつつあります。これらの仕事には熟練の技術を要する場合も多く、一朝一夕に引き継げるものではありません。この技術を承継していくことは、各企業の存続や町のインフラの維持に不可欠です。

施策推進における2つのステップ



ステップ1 気が付く
find out

町内で第二次産業に関わる小規模事業者が、自身の持つ「技術」・「技能」が町の日常を支える不可欠要素であり、その「維持」・「承継」の必要性を再認識する必要があります。

このため、官民が連携し、会社の存続による雇用状況や、会社の持つ「技術」・「技能」の価値、その価値承継の課題を可視化します。さらに、携わった業務が町の日常にどう貢献しているか、事業者自身が持つ仕事への思いやこだわりを、洗い出す機会を設けます。

そのうえで、事業者は自身の持つ「技術」・「技能」の「固有性(他の事業者との違い)」を見える化します。



ステップ2 築く
establish

再認識した「技術」・「技能」を承継するため、洗い出した課題に対し支援を行い、後継者や従業員になりうる町内・外の働き盛り世代に対してその価値を発信できるよう、官民が連携してプラットフォームを構築します。

そのうえで、関心を持った後継者候補・従業員候補を事業所が積極的に採用できうるような、体制を作ります。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(RII)又は方向性
製造業・建設業の従事者数	—	↑増加
製造業・建設業の従事者の平均年齢	—	→維持

個別施策

- 2-3-1 事業の存続支援
- 2-3-2 技術の承継支援

主な関連事業

- ・産業振興事業
- ・インターンシップ支援事業

関連する個別計画

- ・過疎地域持続的発展計画(R3~R7)

関連するSDGs



政策

3

幸せな暮らしを地域一体で築く、 支え合えるまち ～健康・福祉～



地域での生活における種々の生活課題の克服や、子育てしやすい環境づくり、生きがいの持てる暮らしの実現のため、行政による各種支援や医療体制の継続を図ります。

町民自身が自らの健康状態に意識を向けられるよう、健康診断受診率向上に向けた取組の検討を進めます。また、町民同士で互いの健康状態を気にしあえるよう、機運醸成などを行います。

心身の健康の更なる増進を自主的に行うため、年齢や性別、障害の有無等を問わず町民が参加しやすいスポーツ環境の整備・機会の充実や食育の推進を行います。

町民や町外の関係者等との協働による支え合いの充実を目指し、地域共生社会の実現に向けた体制構築に努めます。

政策3では、次の施策体系に基づき、『支え合えるまち』を目指します。

施策

1

健康に暮らし続けるための生活スタイルづくり

- 1 医療体制の充実
- 2 健康教育・相談体制の充実
- 3 スポーツの振興

2

つながり合う地域づくり

(地域共生社会の実現)

- 1 包括的・重層的な支援体制の整備
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 子育て支援の充実
- 4 障害児・障害者福祉の充実
- 5 生活困窮者の支援

3-1

健康に暮らし続けるための 生活スタイルづくり

主担当課:健康福祉課 副担当課:教育委員会、町民環境課



施策ビジョン

- 対象▶▶ 自分の健康状態
- 結果▶▶ 把握できるようになっている



施策ビジョン設定の背景

高齢化が進む中で町民の健康や医療に関する人的・財政的な負担は増大しつつあります。自分の心身の状態を悪化させないよう、町民自身が自ら主体的に、食事やスポーツなどを通して健康管理を行っていくことが必要になっています。そのための第一歩として、自分自身の理想とする健康状態を実現するために健康に関心を持ち、現状を把握することが重要です。

施策推進における2つのステップ



ステップ1 **気が付く**
find out

過去の健診結果や医療費などをもとに、町民の現在の健康状態と今後の推移の概要を整理して、町民に共有します。また、町民が自らの健康状態を把握する機会や方法、健康状態を悪化させないために町民が自分でできる行動を周知します。



ステップ2 **築く**
establish

健康づくりに資する集まりや団体を通じて、対個人だけでなく対地域への受診勧奨を行うとともに、定期的に各地区（久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見）の町民が集まって互いの健康状態や普段している行動について共有しあう場を作ります。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(RII)又は方向性
健康のためにしている行動は「ない」と答えた町民の割合	28%(R6)	25%
定期的に健康診断や人間ドックを受診している人の割合	—	79%

個別施策

- 3-1-1 医療体制の充実
- 3-1-2 健康教育・相談体制の充実
- 3-1-3 スポーツの振興

主な関連事業

- ・各種健診(検診)事業
- ・からだの健康づくり講座、イベント等
- ・健康チャンス事業等
- ・社会体育関連事業(経乃國スポーツクラブ、シーズンスポーツクラブ等)

関連する個別計画

- ・健康増進計画(R6~R17)
- ・保健事業実施計画(データヘルス計画)(R6~RII)
- ・第3期教育振興計画(R6~R10)
- ・生涯学習マスタープラン(H28~R7)
- ・第3期子ども・子育て支援事業計画(R7~RII)
- ・高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画(R6~R8)
- ・障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画(障害者計画:R3~R8、障害福祉計画・障害児福祉計画:R6~R8)

関連するSDGs



3-2

つながり合う地域づくり (地域共生社会※の実現)

主担当課:健康福祉課 副担当課:教育委員会、町民環境課



施策ビジョン

- 対象▶▶ 地域に関わるすべての人
- 結果▶▶ 地域の中で「できること」がある



施策ビジョン設定の背景

様々な要因によって、社会の中で十分につながりを持っていない人がいます。町民一人ひとりが住み慣れた地域の中で役割を持って活躍でき、町民同士が支えあう仕組みを構築していくため、役場だけでなく町民の協力も得ながら、一人ひとりの特性や置かれた状況を把握して、つながりが希薄な人に対しても、本人の希望に応じて積極的に関わっていくことが必要です。

施策推進における2つのステップ



ステップ1 気が付く find out

小地域において、普段町民が地域で困っていることや気になることを自由に話し合う中で、身近な町民の小さな変化に気づき、対処が必要な変化に気づいた場合に、役場や関係機関、あるいは身近な頼れる人に連絡できる人を洗い出します。

その場で、どのような兆候があれば連絡が必要か、またどのような状況の時はどこに連絡をすべきかを共有します。



ステップ2 築く establish

町民同士では、普段の会話の中で、お互いの最近の変化などを口に出すなどして、「あなたのことを気にしている」ということが積極的に伝わるようにします。

役場では、連絡が寄せられた際に、関係部署や関係機関などと速やかに情報共有や連携できるよう、ケースごとに、予め体制を構築します。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(R11)又は方向性
困ったときに相談できる人が身近に「いない」町民の割合	16.3%(R6)	14%
小地域ケア会議に参加する地域住民の数	久礼 63人 上ノ加江・矢井賀 68人 大野見 74人 (いずれも延べ数、R5)	↑増加

個別施策

- 3-2-1 包括的・重層的な支援体制の整備
- 3-2-2 高齢者福祉の充実
- 3-2-3 子育て支援の充実
- 3-2-4 障害児・障害者福祉の充実
- 3-2-5 生活困窮者の支援

主な関連事業

- ・重層的支援体制整備事業
- ・あったかふれあいセンター事業
- ・地域支援事業
- ・こどもセンターの運営
- ・障害者福祉サービス等確保支援事業
- ・生活困窮者自立支援事業

関連する個別計画

- ・地域福祉計画(R4~R8)
- ・高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画(R6~R8)
- ・第3期子ども・子育て支援事業計画(R7~R11)
- ・障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画(障害者計画:R3~R8、障害福祉計画・障害児福祉計画:R6~R8)

関連するSDGs



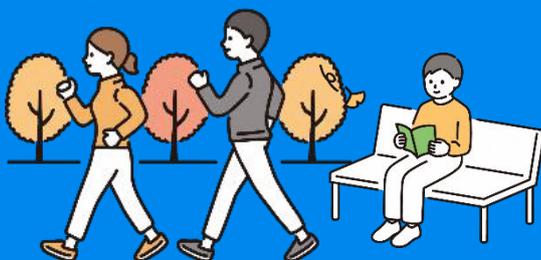
用語解説

【※】**地域共生社会**: 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
(出典:厚生労働省 HP「地域共生社会」の実現に向けて)

政策

4

時代を繋ぎ次世代を築く、 学び育ち続けられるまち ～教育・文化～



就学前教育・学校教育では、町の将来を担う子どもたちの感性や能力などの個性を最大限活かせる土台づくりを進めます。また、子どもたちが、決まりを守ったり、他者に貢献したり、自ら考え行動できることを目指した教育を展開します。

また、年齢を問わず、心の豊かさの向上を図るため、町民の主体性を重視しながら、趣味や学びを新しく始めるきっかけとして、趣味や学びの基本的なことを体験できる環境づくりを進めます。

各地区の将来人口も踏まえ、地域がより主体的に活動を行えるよう、地域おこし協力隊の活用を含む移住を促進するとともに、次世代に向けた地域の仕組みづくりを進めます。

政策 4 では、次の施策体系に基づき、『学び育ち続けられるまち』を目指します。

施策

1

自分の可能性を発揮できる仕組みづくり

- 1 就学前教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 社会教育の推進
- 4 文化・芸術の振興

2

もしもの時に頼れるための日頃の関係作り

- 1 住民参画と協働の推進
- 2 住民自治組織の運営支援
- 3 移住・定住の促進
- 4 人権と男女共同参画の推進

4-1 自分の可能性を 発揮できる仕組みづくり

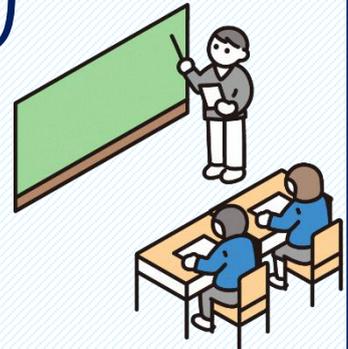
主担当課：教育委員会



施策ビジョン

対象▶▶ 趣味や学びの基本的なことを
体験できる環境や機会

結果▶▶ 確保されている



施策ビジョン設定の背景

趣味・学びは、日常生活においても、内面的な生活の質の向上や、仕事や家庭、地域活動の可能性を高めていくために重要です。町民自身が中心となって趣味・学びを続けたり、新しく始めたりできるように、活動の場や成果発表の機会を役場としてサポートしていくことが必要です。

施策推進における2つのステップ



ステップ1 気が付く
find out

ライフステージ別に、趣味や学びを積極的
にしている町民や団体を掘り起こしたうえで、
その活動内容を広く共有します。

また、町民自身が、自分の学びたいことに
気づけるよう、役場として、様々な活動に触れ
る場の周知や創出を図ります。



ステップ2 築く
establish

各地区（久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見）
で、趣味や学びを積極的に行っている町民や団
体の協力を仰ぎ、町民同士で趣味・学びを深
めたり交流したりする場を作ったり、初心者・
入門者向け教室や講座などを実施すること
で、活動の裾野を広げるサポートを検討しま
す。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(R11)又は方向性
趣味・学びを積極的にしている町民数	—	700人
講座開催時の好評度 (講座後アンケートによる好評度)	—	80%以上
美術館入館者数	3,981人(R5)	5,000人

個別施策

- 4-1-1 就学前教育の充実
- 4-1-2 学校教育の充実
- 4-1-3 社会教育の推進
- 4-1-4 文化・芸術の振興

主な関連事業

- ・保育所管理運営
- ・学校管理運営
- ・教育研究所事業(中土佐検定)
- ・社会教育関連事業(読書活動推進事業、文化財保護事業等)
- ・社会教育施設管理運営(美術館、文化館、公民館、青年の家等)

関連する個別計画

- ・第3期教育振興計画(R6~R10)
- ・生涯学習マスタープラン(H28~R7)
- ・第3期子ども・子育て支援事業計画(R7~R11)
- ・読書活動推進計画(R3~R7)

関連するSDGs



4-2

もしもの時に頼れるための
日頃の関係作り

主担当課:まちづくり課

副担当課:教育委員会、地域振興課、健康福祉課



施策ビジョン

対象▶▶ 身近な「日常※」の維持

結果▶▶ 様々な年齢・性別・背景の人が参加している

※25ページを参照

施策ビジョン設定の背景

人口減少や高齢化の進行に伴って、地域の日常生活を支える種々の活動の継続が難しくなったり、地域の中で孤立してしまう人が生じたりするなど、地域コミュニティ内で関係性の希薄化が懸念されるだけでなく、その仕組みや構造が時代にそぐわないなど、地域コミュニティ自体の問題も顕在化してきています。若年層や移住者など多様な年齢・性別・背景を持った人々が、各々の個性や思い、能力を活かせるコミュニティに加入できる環境づくりが求められています。

施策推進における2つのステップ

ステップ1 気が付く
find out

多くの地域で墓地の管理やお宮の祭事、草刈りや集会所の管理などが、地域の協力により行われています。一方、一部の地域では、日常的には隣近所で助け合う必要性はほとんどなくなっています。

しかし、南海トラフ地震などの不測の事態が発生した場合には地域での助け合いが不可欠となります。将来このような地域での助け合い(共助)が必要になる可能性があることを町民は知っておく必要があります。

ステップ2 築く
establish

いざというときに気を使い過ぎずに周りの人と助け合うことができるためには、日頃から顔見知りになっていることが大切です。

共助の必要性を理解して、日頃から地域の行事に参加するなど、平時から顔の見える関係性の構築を役場は支援します。

施策の展開

目標指標

指標名	基準値	目標値(R11)又は方向性
移住サポーター数	9人(R6)	60人
地域コミュニティ数 (常会・地区会数)	136(R6)	→維持
移住相談窓口を介した 移住者数	15人(R5)	260人 (R7~11の累計)

個別施策

- 4-2-1 住民参画と協働の推進
- 4-2-2 住民自治組織の運営支援
- 4-2-3 移住・定住の促進
- 4-2-4 人権と男女共同参画の推進

主な関連事業

- ・人権啓発センター事業
- ・移住定住促進事業
- ・集落活動センター支援事業
- ・関係人口創出事業

関連する個別計画

- ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略(R7~R11)
- ・男女共同参画基本計画(R7~R11)
- ・過疎地域持続的発展計画(R3~R7)
- ・生涯学習マスタープラン(H28~R7)
- ・人権尊重のまちづくり基本計画(R7~R11)

関連するSDGs



(このページは、白紙です。)

第4部

第3期まち・ひと・しごと創生 総合戦略

第1章 施策体系

第2章 基本目標と施策

- I 地場産業の振興による安定した雇用の創出
- II 新たなひとの流れをつくる
- III 子どもをもち、育てたい希望をかなえる
- IV 心豊かに暮らせるまちづくり

(このページは、白紙です。)

第1章

施策体系

基本目標



I

地場産業の振興による
安定した雇用の創出



II

新たなひとの流れをつくる



III

子どもをもち、育てたい
希望をかなえる



IV

心豊かに暮らせるまちづくり

施策		個別施策	
I-1	地場産業の振興	I-1-①	農業者の事業拡大及び経営安定化の推進
		I-1-②	カツオ船をはじめとする漁業の支援
		I-1-③	全国的に希少な地場産業の育成の支援
		I-1-④	空き店舗などを活用した新たな起業の支援
		I-1-⑤	カツオ関連産業の持続的な発展
I-2	地産外商の推進	I-2-①	各種認証取得等による商品力の強化と外商力向上の支援
		I-2-②	新商品の開発と外商の支援
I-3	観光関連産業の強化	I-3-①	HPやSNSによる観光情報の発信等の強化
I-4	安定した雇用の創出	I-4-①	地元企業等への就業者の確保と定住支援
I-5	所得の向上	I-5-①	新技術を活用した経営効率の向上
		I-5-②	副収入の確保による所得の向上
I-6	デジタル人材の育成とデジタルワーク環境の整備	I-6-①	デジタル人材の育成
II-1	移住・定住の受け入れ基盤整備	II-1-①	空き家活用による移住・定住の促進
		II-1-②	宅地造成や民間住宅整備による居住基盤の整備
II-2	移住・定住希望者に対する支援	II-2-①	移住相談体制の強化
		II-2-②	移住者・定住者への住宅取得等に係る支援
II-3	関係人口の創出	II-3-①	関係人口の創出
III-1	出会いから結婚までの支援	III-1-①	出会いの場への参加支援
		III-1-②	結婚・新生活の支援
III-2	妊娠・子育て支援	III-2-①	妊娠期から幼児期の子育てに係る経済的負担の解消
		III-2-②	小児期から高校生期までの支援
		III-2-③	子育てにかかる包括的な支援体制の整備
IV-1	あったかふれあいセンターの運営	IV-1-①	あったかふれあいセンターの運営
IV-2	住民主体の地域づくりの支援	IV-2-①	地域活動の支援及び包括的な支援体制の整備
		IV-2-②	集落支援員の配置
IV-3	地域における子どもの見守り体制の構築	IV-3-①	交通安全指導体制の強化
IV-4	高齢者等の外出手段の確保	IV-4-①	バスの運営支援
		IV-4-②	バスの利用促進
IV-5	誰もがデジタル技術を活用できる環境の整備	IV-5-①	情報リテラシーの向上とデジタル活用の促進
IV-6	豊かな人間性を備えた子どもたちの育成	IV-6-①	ふるさと教育の推進
		IV-6-②	基礎学力の定着・向上
IV-7	生涯学習のきっかけづくりと推進	IV-7-①	文化・芸術の環境醸成
		IV-7-②	スポーツの場づくり

(このページは、白紙です。)

第2章

基本目標と施策

基本目標Ⅰ

地場産業の振興による 安定した雇用の創出

基本目標の方向性

地場産業の振興や地産外商の推進、観光業の強化を図り、安定した雇用の創出や所得の向上につなげる。

目標指標 (KGI)

指標名	基準値 (R5)	目標値 (R11)
住民税被特別徴収者数	1,461人	1,400人
住民税総所得金額	5,949,866千円	6,000,000千円

デジタルの視点

- ・デジタル技術の導入により、事業の効率化・省力化が図られている。
- ・デジタルの仕事(デザインやWEBページ作成、動画制作など)を生業とする事業者が生まれている。

具体的な施策

- 施策Ⅰ-1 地場産業の振興
- 施策Ⅰ-2 地産外商の推進
- 施策Ⅰ-3 観光関連産業の強化
- 施策Ⅰ-4 安定した雇用の創出
- 施策Ⅰ-5 所得の向上
- 施策Ⅰ-6 デジタル人材の育成とデジタルワーク環境の整備

施策Ⅰ-Ⅰ 地場産業の振興

施策Ⅰ-Ⅰにおけるデジタルの視点

- ・新たな技術を活用した農林水産業用機械・施設の導入の推進
- ・データを活用した事業の効率化・省力化の推進

個別施策Ⅰ-Ⅰ-① 農業者の事業拡大及び経営安定化の推進

担当課	農林水産課		
方向性	新規就農者の就農初期にかかる経営の安定化を図ることにより、農業者の定着を推進するとともに、町の基幹作物に係る施設園芸等の整備を図るとともに農業生産性の効率化を目指す。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	基幹作物生産量	1,577トン	▶▶ 1,200トン
	基幹作物作付面積	24.4ha	▶▶ 20.0ha
具体的な事業	新規就農者育成総合対策 園芸用ハウス整備事業		

個別施策Ⅰ-Ⅰ-② カツオ船をはじめとする漁業の支援

担当課	農林水産課		
方向性	カツオ船等の設備強化をはじめとする各種支援により沿岸漁業者の持続的な操業を推進する。また、メジカに続く新たなヒット商品の発掘を推進することにより小規模漁業者の維持・発展を図る。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	カツオ船数	4隻	▶▶ 4隻
具体的な事業	水揚奨励事業 種子島周辺漁業対策事業		

個別施策Ⅰ-Ⅰ-③ 全国的に希少な地場産業の育成の支援

担当課	農林水産課		
方向性	七面鳥の生産・加工などといった全国的にも希少な事業の育成を目指す。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	七面鳥商品の売上高	7,437千円	▶▶ 12,000千円
具体的な事業	中土佐町産業振興事業 高知県産業振興推進総合支援事業		

個別施策 I-1-④ 空き店舗などを活用した新たな起業の支援			
担当課	まちづくり課		
方向性	空き店舗を活用した新規開業や空き家を活用した起業を促進することにより、商店街の維持・発展を図る。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	商店街における空き店舗活用率	100%	▶▶ 100%
具体的な事業	空き店舗活用事業費補助金		
個別施策 I-1-⑤ カツオ関連産業の持続的な発展			
担当課	まちづくり課	農林水産課	
方向性	久礼に水揚げされるカツオを起点とする町内産業を持続可能な産業とするため、とびきり新鮮なカツオが安定して水揚げされる港の優位性やカツオ漁で発展してきた歴史を活かした取組をすすめる。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	久礼漁協における町内事業者のカツオ購入割合	25%	▶▶ 35%
	カツオ産業の産業規模	13億円	▶▶ 18億円
具体的な事業	シン・鯉乃国プロジェクト推進事業		

施策 I-2 地産外商の推進

施策 I-2におけるデジタルの視点

・データを活用した事業の効率化・省力化の推進

個別施策 I-2-① 各種認証取得等による商品力の強化と外商力向上の支援			
担当課	農林水産課	まちづくり課	
方向性	認証の取得等により商品の外部評価を高めるとともにアピール力の強化を図ることにより外商力の向上を目指す。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	事業を活用して認証等を新規取得した事業者数	0 事業者	▶▶ 5 事業者
具体的な事業	中土佐町産業振興事業費補助金(販売力強化支援事業)		
個別施策 I-2-② 新商品の開発と外商の支援			
担当課	まちづくり課		
方向性	新商品の開発と新たな外商ルートの開拓を推進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	事業を活用して開発した新商品の発表数	0件	▶▶ 5件
	事業を活用して新たに外商ルートを開拓した事業者数	5事業者	▶▶ 10事業者
具体的な事業	中土佐町産業振興事業費補助金(商品企画開発推進事業) 中土佐町産業振興事業費補助金(販路拡大推進事業) ふるさと納税返礼品事業		

施策 I-3 観光関連産業の強化

施策 I-3におけるデジタルの視点

- ・SNS等を活用した情報発信
- ・デジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信の検討

個別施策 I-3-① HPやSNSによる観光情報の発信等の強化

担当課	まちづくり課		
方向性	HPやSNSによる観光情報の発信を強化することによる町の認知度の向上を目指す。また、外国人観光客の増加に対応したハード・ソフト両面の整備を推進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	道の駅なかとさHPのPV数	24,698PV/月	▶▶ 50,000PV/月
	外国人宿泊者数(本陣+源流)	494人/年	▶▶ 600人/年
具体的な事業	情報発信事業		

施策 I-4 安定した雇用の創出

施策 I-4におけるデジタルの視点

- ・デジタル人材育成プログラムの実施
- ・SNS等を活用したデジタルマーケティングの実施

個別施策 I-4-① 地元企業等への就業者の確保と定住支援

担当課	まちづくり課		
方向性	町内の企業や事業所への地元雇用の確保や新規就業者の町内定住を促進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	住民税被特徴者数	657人	▶▶ 700人
具体的な事業	インターン支援		

施策 I-5 所得の向上

施策 I-5におけるデジタルの視点

- ・新たな技術を活用した経営効率の向上
- ・デジタルの技術を活かした副業の確保

個別施策 I-5-① 新技術を活用した経営効率の向上

担当課	農林水産課		
方向性	新たな技術を活用した機器等の導入による農業、水産業の経営効率化を推進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	事業を活用した設備等の整備件数 (水産)	11 件 (累計)	▶▶ 15 件 (累計)
	事業を活用した設備等の整備件数 (農業)	28 件 (累計)	▶▶ 40 件 (累計)
具体的な事業	水産業近代化設備等整備支援事業 農業用ハウス等リノベーション事業		

個別施策 I-5-② 副収入の確保による所得の向上

担当課	農林水産課		
方向性	小規模農業者が直販所へ出品することにより、副収入の獲得による所得向上を図る。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	道の駅直販への新規出店者	13 名 (累計)	▶▶ 20 名 (累計)
	七面鳥生産組合への加入	0 件 (累計)	▶▶ 3 件 (累計)
具体的な事業	高知県産業振興推進総合支援事業		

施策 I-6 デジタル人材の育成とデジタルワーク環境の整備

施策 I-6におけるデジタルの視点

デジタルの技術を活かした仕事の創出

施策 I-6-① デジタル人材の育成

担当課	まちづくり課		
方向性	若者や女性に関心が高いデジタル関係の就労創出を図ることで若年層の都市圏への流出を抑制するとともに、都市圏からのUターンや子育て世代(特に女性)への就労機会の拡大を図る。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	講座を受講した人材が地域に定住してデジタルワークに従事している数	0 名 (累計)	▶▶ 15 名 (累計)
具体的な事業	デジタルワーク推進事業		

基本目標Ⅱ

新たなひとの流れをつくる

基本目標の方向性

空き家の活用を始めとした住宅施策の推進により移住・定住の受け入れ基盤を整える。移住・定住希望者への支援を充実させ、新たなひとの流れをつくる。関係人口の創出により、地域外の協力者ネットワークを構築する。

目標指標 (KGI)

指標名	基準値 (R5)	目標値 (R11)
移住相談窓口を介した移住者数	32人	累計260人(R7-11)
34歳以下人口	869人	908人

デジタルの視点

移住希望者がスマホなどの身近なツールで、支援情報を手軽で簡単に入手できている。

具体的な施策

- 施策Ⅱ-1 移住・定住の受け入れ基盤整備
- 施策Ⅱ-2 移住・定住希望者に対する支援
- 施策Ⅱ-3 関係人口の創出

施策Ⅱ-1 移住・定住の受け入れ基盤整備

施策Ⅱ-1におけるデジタルの視点

・移住希望者がスマホなどの身近なツールで支援情報を手軽で簡単に入手できている。

個別施策Ⅱ-1-① 空き家活用による移住・定住の促進

担当課	まちづくり課		
方向性	空き家バンクの運営や中間管理住宅の整備による空き家を活用した移住・定住希望者の受け入れを促進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	中間管理住宅入居人数	98人(総数)	▶▶ 117人(総数)
	補助金活用事業の入居率	—	▶▶ 90%以上
具体的な事業	中間管理住宅運営事業 空き家活用事業		

個別施策Ⅱ-1-② 宅地造成や民間住宅整備による居住基盤の整備

担当課	まちづくり課		
方向性	若者を中心に需要の高い住居の確保のため、宅地造成や民間住宅整備の支援により移住・定住者の受入基盤を整備する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	民間住宅整備戸数	—	▶▶ 10戸
具体的な事業	民間住宅建設整備促進事業		

施策Ⅱ-2 移住・定住希望者に対する支援

施策Ⅱ-2におけるデジタルの視点

- ・SNS等を活用した情報発信
- ・デジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信の検討

個別施策Ⅱ-2-① 移住相談体制の強化

担当課	まちづくり課		
方向性	HPやイベント等を通して移住希望者や求人者への情報提供を行う。また、移住サポーターや移住相談員の配置による移住・定住希望者の相談支援を継続する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	移住情報ページのPV数	4,040PV/年	▶▶ 12,000PV/年
	移住相談窓口対応件数	55件 (R5)	▶▶ 400件 (R7~11)
具体的な事業	移住サポーター配置事業 移住相談窓口運営事業 移住情報発信強化事業		

第4部 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

個別施策Ⅱ-2-② 移住者・定住者への住宅取得等に係る支援			
担当課	まちづくり課		
方向性	移住者・定住者への住宅取得等を促進する。また、東京23区からの移住を促進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	事業を活用した物件に入居した世帯数	16世帯(R5)	50世帯(R7~11)
	移住し、補助金を活用した件数	0件	5件
具体的な事業	移住者及び子育て世帯等住宅改修費補助事業 新婚・子育て世帯住宅取得支援事業 地方創生移住支援事業費助成金 奨学金返還支援事業 遠距離通勤支援事業		

施策Ⅱ-3 関係人口の創出

施策Ⅱ-3におけるデジタルの視点

- ・SNS等を活用した情報発信
- ・デジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信の検討

個別施策Ⅱ-3-① 関係人口の創出			
担当課	まちづくり課	農林水産課	教育委員会
方向性	都市部在住者等との交流による関係人口の創出及び大学との協働による関係人口の創出を推進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	関係人口名簿登載者数	48人	225人(R7~11)
具体的な事業	関係人口創出事業 森林環境学習受入事業 ふるさとワーキングホリデー支援事業 大学との連携交流事業 熱中小学校事業 協力隊インターン受入事業 中土佐町ファンイベント [再掲]シン・鯉乃国プロジェクト推進事業		

基本目標Ⅲ

子どもをもち、育てたい 希望をかなえる

基本目標の方向性

誰もが希望の時期に子どもを生み育てやすい環境づくりに向け、結婚、妊娠、出産、子育てなどのライフステージの各段階に応じた切れ目のない対策を進め、安心して結婚、子育てできる環境をつくる。

目標指標 (KGI)

指標名	基準値 (R5)	目標値 (R11)
年少人口	422人	359人

デジタルの視点

- ・各種申請などの行政手続きのデジタル化が進み、サービス等を利用する住民の利便性が向上している。
- ・必要とするサービス等の情報を、身近なツールで、手軽で簡単に入手できている。

具体的な施策

施策Ⅲ-1 出会いから結婚までの支援

施策Ⅲ-2 妊娠・子育て支援

施策Ⅲ-1 出会いから結婚までの支援

施策Ⅲ-1におけるデジタルの視点

- ・SNS等を活用した情報発信
- ・デジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信の検討

個別施策Ⅲ-1-① 出会いの場への参加支援

担当課	まちづくり課		
方向性	出会いイベントへの参加促進により、晩婚化・非婚化・晩産化からの脱却を目指す。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	事業を活用して結婚した組数	0組	▶▶ 5組(累計)
具体的な事業	男女の交流ふれあい応援事業		

個別施策Ⅲ-1-② 結婚・新生活の支援

担当課	まちづくり課		
方向性	新婚生活スタート時の経済的負担を軽減することにより、結婚へのハードルを下げる。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	事業活用世帯数	1件	▶▶ 5件(累計)
具体的な事業	結婚新生活支援事業		

施策Ⅲ－２ 妊娠・子育て支援

施策Ⅲ－２におけるデジタルの視点

- ・SNS等を活用した支援情報の発信
- ・デジタル技術を活用した手続きの簡素化
- ・母子手帳アプリの導入
- ・県の小児科オンライン相談の利用

個別施策Ⅲ-2-① 妊娠期から幼児期の子育てに係る経済的負担の解消

担当課	健康福祉課		
方向性	妊娠期から幼児期の子育てに係る経済的負担の解消を図る。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	出生数	18人/年	▶▶ 15人/年
具体的な事業	不妊治療費等助成事業 子育て応援事業(おむつ券助成) あかちゃんお祝い金事業 保育料無料化事業 チャイルドシート購入費助成事業 木育事業		

個別施策Ⅲ-2-② 小児期から高校生期までの支援

担当課	健康福祉課	教育委員会	
方向性	小学生期から高校生期までの子育てにかかる各種費用の経済的負担の解消を図る。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	助成対象世帯の申請率	100%	▶▶ 100%
	町立小学校児童数	193人	▶▶ 133人
	町立中学校生徒数	116人	▶▶ 96人
具体的な事業	子ども医療費助成事業(児童医療) 高校生通学対策事業 小・中学校入学準備応援事業 小・中学校給食費無償化事業 自転車用ヘルメット購入費補助事業		

個別施策Ⅲ-2-③ 子育てにかかる包括的な支援体制の整備

担当課	健康福祉課		
方向性	こどもセンターの整備・運営により、乳幼児期から青年期までの幅広い期間の子育てに関する相談・支援を包括的に行う。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	こどもセンターの相談受付件数	147件(累計)	▶▶ 150件(累計)
具体的な事業	こどもセンター運営事業		

基本目標Ⅳ

心豊かに暮らせるまちづくり

基本目標の方向性

すべての町民が、生涯にわたって学びや運動の機会を保障され、健康で夢や生きがいを持ち、お互いに支え合い、心豊かに安心して暮らせるまちをつくる。

目標指標 (KGI)

指標名	基準値 (R5)	目標値 (R11)
あったかふれあいセンター相談数	36件/年	40件/年
集落活動センター事業数	9件	9件
バスの利用者数	53,722人	58,375人

デジタルの視点

- ・誰もがデジタル技術を利用でき、その恩恵を受けられている。
- ・あったかふれあいセンターの通信環境整備ができています。

具体的な施策

- 施策Ⅳ-1 あったかふれあいセンターの運営
- 施策Ⅳ-2 住民主体の地域づくりの支援
- 施策Ⅳ-3 地域における子どもの見守り体制の構築
- 施策Ⅳ-4 高齢者等の外出手段の確保
- 施策Ⅳ-5 誰もがデジタル技術を活用できる環境の整備
- 施策Ⅳ-6 豊かな人間性を備えた子どもたちの育成
- 施策Ⅳ-7 生涯学習のきっかけづくりと推進

施策Ⅳ－１ あったかふれあいセンターの運営

施策Ⅳ－１におけるデジタルの視点

- ・SNS等を活用した情報発信
- ・デジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信の検討
- ・あったかふれあいセンターの通信環境整備

個別施策Ⅳ-1-① あったかふれあいセンターの運営

担当課	健康福祉課		
方向性	すべての町民が気軽に集い、相談のできる場として、あったかふれあいセンターを運営する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	あったかふれあいセンターの相談受付件数	36件/年	▶▶ 40件/年
具体的な事業	あったかふれあいセンター運営事業		

施策Ⅳ－２ 住民主体の地域づくりの支援

施策Ⅳ－２におけるデジタルの視点

- ・スマホを活用した連絡や情報共有

個別施策Ⅳ-2-① 地域活動の支援及び包括的な支援体制の整備

担当課	健康福祉課		
方向性	地域や事業者が主体で行う、健康で生きがいを持ち、支え合い、安心して暮らせるための活動を推進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	ケースの課題解決(終結)件数	2件/年	▶▶ 1件/年
具体的な事業	重層的支援体制整備事業(多機関協働事業) 重層的支援体制整備事業(参加支援事業) 重層的支援体制整備事業(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業) 重層的支援体制整備事業(生活困窮者支援等のための地域づくり事業) 重層的支援体制整備事業(福祉事務所未設置町村による相談事業)		

個別施策Ⅳ-2-② 集落支援員の配置

担当課	地域振興課	まちづくり課	
方向性	集落支援員の配置により集落活動センターの運営を推進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	集落活動センターの売上高	4,167千円/年	▶▶ 4,000千円/年
具体的な事業	集落活動センター推進事業		

施策Ⅳ－3 地域における子どもの見守り体制の構築

施策Ⅳ－3におけるデジタルの視点

・保護者の携帯端末あてに、通学時の安全情報（気象予報・交通安全情報等）や、不審者等への注意喚起情報を配信するプラットフォームの構築・運営

個別施策Ⅳ-3-① 交通安全指導体制の強化

担当課	総務課 教育委員会		
方向性	地域とPTAの協力のもと、朝夕の交通安全指導体制を促進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	交通安全指導員数	7人	▶▶ 6人
具体的な事業	交通安全指導員養成事業 中土佐町通学路交通安全プログラム		

施策Ⅳ－4 高齢者等の外出手段の確保

施策Ⅳ－4におけるデジタルの視点

・マイナンバーカードを活用したバス乗降システムの運用

個別施策Ⅳ-4-① バスの運営支援

担当課	まちづくり課		
方向性	利用者意見交換会を開催、バス運営に反映することにより利便性を向上すること及び利用促進を行うことにより利用者を増加させ収支率を改善、公的資金投入額を維持し持続可能な公共交通を目指す。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	路線バス利用者1人あたりの公的資金投資額維持	1,202円/人	▶▶ 1,202円/人
具体的な事業	コミュニティバス利用者1人あたりの公的資金投資額維持	2,345円/人	▶▶ 2,345円/人
	地域公共交通確保維持改善事業 地域路線バス運行費補助事業 中土佐町地域路線バス車両購入補助事業 地域路線バス施設等整備事業		

個別施策Ⅳ-4-② バスの利用促進

担当課	まちづくり課		
方向性	お出かけイベントやバス乗り方教室を地域住民やバス事業者との協働により開催することを通じて、バス未利用者の利用へのハードルを下げる。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	バスの利用者数	53,722人/年	▶▶ 58,375人/年
具体的な事業	バス利用促進事業		

施策Ⅳ－５ 誰もがデジタル技術を活用できる環境の整備

施策Ⅳ－５におけるデジタルの視点

- ・誰もが日常生活において、なんらかのデジタル技術を活用できる環境整備
- ・デジタル地域通貨(ジモッペイ)の活用

個別施策Ⅳ-5-① 情報リテラシーの向上とデジタル活用の推進

担当課	まちづくり課		
方向性	幅広い世代の情報リテラシー向上および高齢者等のデジタル活用の不安解消など、誰もがデジタル技術を活用できるような社会を目指す。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	行政手続きのデジタル化件数	—	▶▶ 5件(累計)
具体的な事業	マイナンバーカードを活用した生活の利便性向上 デジタル活用支援事業 行政手続きデジタル化事業 サテライトオフィス等整備・利用促進事業 進出企業定着支援事業		

施策Ⅳ－６ 豊かな人間性を備えた子どもたちの育成

施策Ⅳ－６におけるデジタルの視点

- ・ふるさと教育へのデジタルコンテンツの活用検討
- ・中土佐検定テキストのデジタル化
- ・1人1台端末の継続とICT基盤を活用したデジタル教育の推進

個別施策Ⅳ-6-① ふるさと教育の推進

担当課	教育委員会		
方向性	第3期教育振興計画の基本目標「ふるさと教育の充実」で目指す方向と共通の方向性で、リモートを活用した伝統芸能の学習や、課外学習・自宅でのタブレット端末の活用など、デジタルツールを活用した事業展開を図る。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	学校地域協働本部の設置率	100%	▶▶ 100%
	デジタル化した中土佐検定の受験率 (中土佐検定テキストのデジタル化)	0%	▶▶ 100%
	タブレット端末の児童生徒の持ち帰り率	32%	▶▶ 100%
具体的な事業	学校地域協働本部事業 中土佐検定 GIGA スクール事業		

第4部 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

個別施策Ⅳ-6-② 基礎学力の定着・向上			
担当課	教育委員会		
方向性	第3期教育振興計画の基本目標「基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用」と共通の方向性で取り組む。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値(R5)	目標値(R11)
	中土佐検定合格率(小学校算数)	100%	▶▶ 100%
	中土佐検定合格率(中学校数学)	90%	▶▶ 90%
	中土佐検定合格率(中学校英語)	90%	▶▶ 90%
	中土佐検定合格率(中学校漢字)	90%	▶▶ 90%
	全国学力・学習状況調査における正答率(小学校算数)	61% (全国比-4.2)	▶▶ 全国平均以上
	全国学力・学習状況調査における正答率(小学校国語)	63% (全国比-1.5)	▶▶ 全国平均以上
	全国学力・学習状況調査における正答率(中学校国語)	73% (全国比+3.2)	▶▶ 全国平均以上
	全国学力・学習状況調査における正答率(中学校数学)	49% (全国比-2)	▶▶ 全国平均以上
	全国学力・学習状況調査における正答率(中学校英語)	42% (全国比-3.6)	▶▶ 全国平均以上
具体的な事業	中土佐検定		

施策Ⅳ-7 生涯学習のきっかけづくりと推進

施策Ⅳ-7におけるデジタルの視点

・デジタルを活用した学びの機会提供の検討

個別施策Ⅳ-7-① 文化・芸術の環境醸成

担当課	教育委員会		
方向性	すべての町民が質の高い文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、町民自らが生涯学習として楽しみながら続けられる、はじめられる場づくりを行う。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	美術館来館者数	3,981 人	▶▶ 5,000 人
	まなびの日関連行事 参加者数	781 人	▶▶ 700 人
具体的な事業	美術館運営事業 まなびの日事業		

個別施策Ⅳ-7-② スポーツの場づくり

担当課	教育委員会		
方向性	町民一人ひとりが、生涯の各時期においてスポーツに親しめる場づくりを促進する。		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	中土佐町スポーツ文化センター利用者数	—	▶▶ 600 人
	パークゴルフ場来客数	9,398 人	▶▶ 7,000 人
	鯉乃國スポーツクラブの構成団体数及び会員数	構成団体:17 団体 会員数:145 人	▶▶ 構成団体:15 団体 会員数:120 人
	大野見体育会の構成団体数及び会員数	構成団体:4 団体 会員数:28 人	▶▶ 構成団体:4 団体 会員数:25 人
具体的な事業	鯉乃國スポーツクラブ活動支援補助事業 大野見体育会補助事業		

第5部 資料編

第1章 策定過程

第2章 総合振興計画審議会委員名簿

第3章 総合振興計画後期基本計画策定部会員名簿

第1章 策定過程

	令和6年												令和7年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町長インタビュー		●													
施策ビジョン 検討会		●													
前期基本計画 評価					●	→									
町民アンケート 調査					●	→									
計画策定部会								●	●			●			
総合振興計画 審議会									●		●				●
まち・ひと・しごと 創生推進会議													●		
パブリック・ コメント												●	→		

項目	実施時期	概要
町長 インタビュー	令和6年 2月9日	施策の検討のため、今後の町政方針や町の課題について、町長に対してインタビューを行いました。
施策ビジョン 検討会	令和6年 2月8・9日	各課の課長補佐・係長が出席し、各施策のビジョン（各施策を通して目指すあるべき姿）を協議しました。
前期基本計画 評価	令和6年 6月～7月	各課において、前期基本計画の各施策の達成状況と施策に取り組む上での課題、後期基本計画策定に向けての方向性などを洗い出しました。
町民アンケート 調査	令和6年 6月～7月	町内全世帯に対し、町の暮らしやすさや今後のまちづくりに対する意識調査のため、アンケートを実施しました。
計画策定部会	令和6年 8月7日（第1回） 9月26日（第2回） 12月3日（第3回）	各課の有志で、後期基本計画の施策の内容や目標指標、町民と協働して取り組むことなどの検討を行いました。
総合振興計画 審議会	令和6年 9月2日（第1回） 令和7年 2月27日（第2回）	本計画の策定方針や計画素案に関して、審議会委員に意見聴取を行ったほか、計画最終案について諮問を行いました。
まち・ひと・しごと 創生推進会議	令和7年 1月17日	第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について、推進会議委員に意見聴取を行いました。
パブリック・ コメント	令和7年 1月～2月	計画案を町民に公表し、意見を募りました。

第2章 総合振興計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属
1. 学識経験者	<small>タドコロ</small> 田所 <small>シゲカズ</small> 重和	矢井賀地区
	<small>モリシタ</small> 森下 <small>タクヤ</small> 卓也	上ノ加江地区
	<small>コバヤシ</small> 小林 <small>アキヒコ</small> 昭彦	上ノ加江地区
	<small>タグチ</small> 田口 <small>ルミ</small> 瑠美	久礼地区
	<small>イワモト</small> 岩本 <small>タカシ</small> 貴志	久礼地区
	<small>クボ</small> 久保 <small>ミサ</small> 美佐	大野見地区
	○ <small>イチカワ</small> 市川 <small>テツヤ</small> 哲也	大野見地区
2. 関係団体又は 関係行政機関に 所属する者	<small>サカモト</small> 坂元 <small>ワキコ</small> 和希子	JA 高知県 大野見出張所長
	<small>カタオカ</small> 片岡 <small>タカアキ</small> 貴昭	JA土佐くろしお 久礼支所長
	<small>ノセ</small> 野瀬 <small>タカオミ</small> 貴臣	久礼漁協組合
	<small>マツマル</small> 松丸 <small>リカ</small> 梨佳	高知県漁協 上ノ加江支所
	◎ <small>タナカ</small> 田中 <small>タカヒロ</small> 隆博	中土佐町商工会 会長
	<small>サカイ</small> 坂井 <small>サダツグ</small> 貞嗣	中土佐町社会福祉協議会 会長
	<small>イワモト</small> 岩本 <small>トヨシ</small> 豊志	中土佐消防団 団長
	<small>ハマダ</small> 濱田 <small>キヨ</small> 貴代	教育委員会の委員
	<small>ニシオカ</small> 西岡 <small>エイオ</small> 英男	農業委員会の委員
3. その他町長が 適当と認める者	<small>キノシタ</small> 木下 <small>ヒカル</small> 光	職員(全日本自治団体労働組合)
	<small>シオタ</small> 塩田 <small>ユキミチ</small> 幸佑	職員(日本自治体労働組合総連合)

◎:会長 ○:副会長

第3章 総合振興計画後期基本計画策定部会員名簿

所属	役職	氏名	担当
建設課	係長	戸村 敏隆	施設整備
総務課	主幹	崎山 知典	危機管理
町民環境課	主幹	田中 雄一郎	環境
町民環境課	主幹	溝渕 真司	保険・年金
まちづくり課	課長補佐	江崎 太市	商工・観光
農林水産課	係長	米川 裕也	農政
農林水産課	係長	山口 薫	水産林政
教育委員会	係長	山岡 佐也	学校教育
健康福祉課	係長	岩瀬 瞳	福祉推進
総務課	係長	西田 伴	人事・給与
総務課	主幹	山中 直人	財政
健康福祉課	主幹	野口 彩乃	母子(こどもセンター)
税務課	係長	片岡 紀子	住民税
地域振興課	係長	吉村 知久	大野見地区地域づくり
まちづくり課	係長	岩瀬 和廣	総合企画
教育委員会	主任	木村 怜雄	生涯学習

(このページは、白紙です。)

第3次中土佐町総合振興計画

発行日 令和7年3月

発行者 高知県中土佐町

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

TEL 0889-52-2365 FAX 0889-52-2013